

# 那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和3年11月22日（月）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 福田耕四郎 副議長 木野 広宣  
議員 原田 陽子 議員 小泉 周司  
議員 小池 正夫 議員 石川 義光  
議員 關 守 議員 大和田和男  
議員 富山 豪 議員 花島 進  
議員 寺門 厚 議員 古川 洋一  
議員 勝村 晃夫 議員 萩谷 俊行  
議員 武藤 博光 議員 笹島 猛  
議員 君嶋 寿男

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡邊 莊一 次 長 横山 明子  
次長補佐 大内 秀幸 次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光 副市長 谷口 克文  
教育長 大縄 久雄 企画部長 大森 信之  
政策企画課長 篠原 広明 政策企画課長補佐 橋本 芳彦  
総務部長 川田 俊昭 保健福祉部長 平野 敦史  
社会福祉課長 綿引 稔 社会福祉課長補佐 山田 明  
こども課長 加藤 裕一 こども課長補佐 住谷 孝義  
介護長寿課長 萩野谷智通 介護長寿課長補佐 照沼 克美  
保険課長 生田目奈若子 保険課長補佐 猪野 嘉彦  
健康推進課長 玉川祐美子  
健康推進課長補佐兼ワクチン接種対策室長 鈴木 伸一  
産業部長 浅野 和好 農政課長 綿引 勝也  
農政課長補佐 村山 知明 商工観光課長 石井 宇史  
商工観光課長補佐 水野 泰男 インターチェンジ周辺開発推進室長 岡本 哲也  
都市計画課長 渡邊 勝巳 都市計画課長補佐 金田 尚樹  
学校教育課長 会沢 実 学校教育課長補佐 平野 玉緒

会議事件説明のため出席を求めた事業所

茨城北農業共済事務組合職員 1名

会議に付した事件

- (1) 議会運営委員会委員長報告  
…委員長報告のとおりとする
- (2) 茨城北農業共済事務組合解散等について  
…執行部より説明あり
- (3) いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結等について  
…執行部より説明あり
- (4) 那珂市の新型コロナウイルス感染症対策の経過報告等について  
…執行部より説明あり
- (5) 那珂市健康保険税賦課方式の2方式への変更について  
…執行部より説明あり
- (6) 複合型交流拠点施設「道の駅」整備の実現に向けた市場環境調査の結果に基づく今後の方針について  
…執行部より説明あり
- (7) 常任委員会委員長報告  
・産業建設常任委員会  
…委員長報告のとおりとする
- (8) 那珂市議会ICT導入について  
…ICT導入検討会より説明あり
- (9) その他  
・那珂市原子力防災訓練について  
…訓練内容について説明あり

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

事務局長 皆様、おはようございます。

新型コロナウイルス感染症もだんだん少なくなってまいりましたが、引き続き新型コロナウイルス感染対策といたしまして、3密を避けるということで、今回またアクリル板の設置をお願いしております。また、換気のため、廊下側のドアについては開放して行っております。

それから、引き続き基本的なマスク着用とか手指の消毒、検温についてはご協力のほうをお願いしたいと思います。

初めに、議長よりご挨拶をいたします。

議長 おはようございます。

大分日増しに寒暖の差が激しくなってまいりました。12月定例会に向けての皆さんの体調管理、よろしく願いをいたします。

また、今、局長からお話がありましたけれども、新型コロナウイルス感染症については大分落ち着いてはきておりますが、これから年末年始、これに対しての行動が大分広がってまいります。執行部におかれましては、引き続き、拡大防止にご尽力を賜りたい、こういうふうに思っております。

今日の全員協議会、報告を含めて19件が提出されております。ひとつ慎重なるご審議賜りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局長 それでは、この後は議長のほうに進行をお願いいたします。よろしく願いいたします。

議長 それでは、開会をいたします。

会議は公開しております。傍聴可能でございます。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送しております。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方、ご配慮を願います。

ただいまの出席議員は17名でございます。

定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため市長、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めています。職務のため議会事務局職員が出席をしております。

それでは、まず最初に市長からご挨拶をお願いいたします。

市長 おはようございます。

本日の全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より市政運営につきまして特段のご配慮を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症対策に関わる各種施策にご理解、ご協力を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、ただいま議長からもありましたけれども、今のところ落ち着きを見せております。しかし、年末年始の人の移動、第6波、いろいろなお話が出ております。感染拡大、再拡大を防ぐために、市としても3回目の接種等に向けた準備も現在進めております。引き続き、基本的な感染症対策を継続して、万全を期すことが重要であると考えておりますので、議員の皆様におかれましても、今後ともお力添えを賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日の全員協議会におきましては、議案の一部について及び新型コロナウイルス感染症対策の経過報告等につきましてご報告をさせていただくことになっております。何とぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして、議事に入ります。

まず最初に、議会運営委員会、萩谷委員長から報告を願います。

萩谷議員 それでは、議会運営委員会の開催及び結果につきましてご報告いたします。

先ほど議会第2委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、令和3年第4回定例会について審議をいたしました。

お手元の資料1ページをご覧ください。

提出予定議案は、報告が1件、条例の一部改正や補正予算などの議案が14件、協定の廃止と締結が各1件、茨城北農業共済組合の解散及び解散に伴う財産処分が各1件です。事前に通知しました人事院勧告によるボーナス減額改定についての議案3件については見送りとなりました。

いずれも第4回定例会中に上程し、議案18件につきましては資料3ページの委員会付託表(案)のとおり、各常任委員会に付託し、審議することに決定いたしました。

資料2ページに戻りまして、協議・報告案件につきましては、今回から常任委員会ではなく、全員協議会で協議する案件となります。

請願・陳情につきましては、今回締切日までに提出された案件はありませんでした。

一般質問は、11名の議員から通告がありました。通告内容及び予定時間につきましては、資料の5ページから通告順に記載してございます。先ほど議会運営委員会で抽せんを行い、別紙、一般質問順番表のとおり、順番を決定いたしました。第4回定例会においては、一般質問の日程を2日間とし、12月2日、君嶋議員から武藤議員までの6名、12月3日、石川議員から寺門議員までの5名で実施することを決定いたしました。

以上の決定事項により、定例会の会期日程(案)は、別紙のとおり11月30日から12月17日までの18日間とすべきものと決定いたしました。

議案質疑、討論の通告につきましては、会期日程(案)をご覧の上、通告される場合は遺漏のないようお願いいたします。また、今回の一般質問の通告内容につきましては、10ページのとおり、重複している内容がございます。該当する方は申合せ内規に基づき、質問者間で調整をお願いいたします。

最後に、その他として、本年度オンラインで開催される茨城県市議会議長会第1回議員研修会の参加方法並びに今定例会においての新型コロナウイルス感染症の対策につきまして、この後、事務局から説明がございます。

以上、ご報告いたします。よろしく申し上げます。

議長 続きまして、事務局から補足説明がございます。

事務局長 今、委員長のほうからお話がありましたように、まず、茨城県議長会の議員研修会についてご説明させていただきます。

従来は議員のほうから3名出してもらいまして、研修会を実施していたところですが、今回は中止となりました。その代わりに議員のオンライン研修を実施するということでございます。

詳細につきましては、後日パンフレットが届きますので、その際に届きましたらば、皆

様にお配りさせていただきたいと思います。

内容についてはまだよく分からないいんですけれども、期間は11月25日から12月24日まで、約90分の研修が見られるということでございます。それで、オンラインで実施するというので、パソコン等で視聴できるということでございますので、その研修を見られない方がおられる場合には、12月14日に全員協議会室で大きなモニターを使いまして、午前と午後2回、そのオンラインの研修を視聴できるようにしたいと思いますので、これについてはまた後日ご連絡いたします。

パンフレットが来次第、皆様にご配付する予定でございます。

それから、今回の定例会の新型コロナウイルス感染症の対策についてでございますが、現在、感染者数が減少して落ち着いてきている状況でございます。基本的な感染対策としては、3密の回避やマスク、手指の消毒、アクリル板の設置など、感染対策につきましては継続して実施してまいります。

また、9月に行いました一般質問において、議場内の出席者を減らすということでございますが、これについては今回は実施いたしません。

それから、傍聴者でございますが、9月定例会は3分の1まで減らして入場制限をいたしました。今回の定例会では2分の1といたしまして、半分の傍聴者の入場にするということでございます。

それから、万が一のことでございますけれども、議会の会期中は議員の皆様が感染されますと、濃厚接触者であるとか接触者となりまして、議会への出席ができなくなってしまうおそれがございますので、定例会の会期中は新型コロナウイルス感染症に対しましては十分に配慮、注意をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう一点、説明させていただきますが、今回、全員協議会で協議・報告案件は実施するというようになっております。以前にご説明したときに議案については常任委員会で実施するというところでございますが、今回2つの案件で議案の説明を全員協議会で実施することになっております。1つは、茨城北農業共済組合の解散の件、もう一つは県央地域の連携中枢都市に関する協約の締結の件でございます。これは議案に出てございますが、今回、全員協議会で説明いたします。

また、その理由といたしましては、広域的な市町村をまたぐような政策であるということでございます。内容についても複数の常任委員会にもまたがることである。それから、茨城北農業共済組合でございますけれども、簡単に言いますと、今度この事務組合がなくなるということなんです。そうすると、今まで議会から選出していた一部事務組合の議員が来年4月からはなくなるということでございますので、これらについても、議会の構成であるということから、議員の皆様ぜひ説明をしておきたいということでございます。

こういう点から、議案ではありますけれども、全員協議会で皆様にお知らせをしていくということが有意義であるということで、今回実施するものでございますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

議長 ただいま委員長、事務局からの補足説明もございました。

確認したいことはございますか。別にないですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 なければ、このように決定をさせていただきます。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 (午前10時13分)

再開 (午前10時14分)

議長 再開をいたします。

茨城北農業共済事務組合の職員が出席をしております。

茨城北農業共済事務組合の解散等について、一括して説明を願います。

農政課長 農政課長の綿引です。ほか2名が出席しております。

なお、関係機関としまして、茨城北農業共済事務組合で出席をしている状況です。よろしくお願ひします。

着座にて説明させていただきます。

茨城北農業共済事務組合の解散及び財産処分についてご説明します。

資料のほうは議案書の57ページから60ページとなっております。説明のほうは61ページをお願いします。

それでは、説明させていただきます。

1、概要ですが、農業共済事業は、農業保険法の規定に基づき、農業共済組合、または農業共済事務組合が実施しております。農業共済組合については、地方自治法第284条に規定される一部事務組合となっております。それらの組織を農業共済組合連合会が県単位で取りまとめている状況となっております。その共済団体は、後継者不足により農家数が減少する中、農業経営基盤強化や農家サービスの維持向上のため、組織の合理化、業務の効率化による運営のコストの削減、県下における均質な補償の提供など、制度の安定的な運営を求められ、平成22年11月5日付、農林水産省経営局長より県知事宛てに、農業共済団体における1県1組合化の取組の推進について通知が出されております。

既に45都府県において1組合化が実施済みとなりました。本県においても県内6組合において協議を行いました。2組合については、前段で述べた趣旨に賛同が得られず、趣旨に賛同する4組合にて本年5月12日に茨城県農業共済4組合等合併推進協議会を発足し、協議を進め、8月30日に茨城県農業共済4組合等合併予備契約を締結いたしました。那珂市を含む9市町村で構成する茨城北農業共済事務組合は、令和4年3月末をも

って、地方自治法第288条により解散し、当該事務組合の保有する財産を地方自治法第289条により処分することとなります。

2、新組合の設立の方法ですが、県央南農業共済組合と茨城県みなみ農業共済組合が合併し、新組合を設立します。残りの茨城北農業共済事務組合と水戸地方農業共済事務組合は一部事務組合であることから、地方自治法に基づき、解散し、解散した事務組合の区域を新組合が受け継ぐこととなります。

3、財産処分ですが、茨城県北農業共済事務組合が保有する財産のうち、土地、建物、無形固定資産及び物品は新組合に帰属いたします。また、業務引当金については、平成12年度から平成17年度分までの事務費補助金は国庫からの支出であるため、新組合に帰属します。平成18年度から令和3年度分は、税源移譲に伴う構成市町村の分担方式により、事務費補助金であることから、打切り決算後に金額が確定され、年度内に各構成市町村に配分される予定となっております。

次のページになります。

4、今後のスケジュールですが、12月の議会定例会に地方自治法第290条の規定により、議案として提出し、2月に茨城県に地方自治法第288条の解散届を提出します。3月をもって解散し、4月から新組合となる予定となっております。

一番最後のところにカラーのパンフレットがついているんですが、令和4年4月、4つの農済が一つにというパンフレットがございます。

こちらなんですが、その中に茨城県の地図が記載されていると思います。黄緑の部分が茨城北農業共済事務組合となっております。水色が水戸地方農業共済事務組合、ピンクが茨城県央南農業共済組合、黄色が茨城県みなみ農業共済組合となっております。この4つが一つのエリアとなります。

現在のところ、右側の白地である鹿行農業共済組合と左側の白地になっている茨城県西農業共済組合については、地図の左側にあります①の合併の考え方の内容に賛同が得られない状況となっております。

次、裏のページをお開きください。

こちらについては、日本地図を見ていただき、青に着色されている45都府県については1組合化がされている状況です。残りの北海道については、令和4年度に1組合化の目標決定済みとなっております。残りは茨城県のみとなっております。1組合化を目指し協議を進めた結果、賛同を得られた4つの組合が新団体を設立することとなった次第です。

なお、那珂市議会からも3名の議員の方に組合議会議員として出席していただいておりますが、合併後の団体は一部事務組合でないことから、議員の選出は必要なくなります。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。

何かお尋ねしたいことございますか。特にありませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長 なければ、質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 (午前10時24分)

再開 (午前10時25分)

議長 再開をいたします。

続きまして、いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結等について、執行部から説明を求めます。

政策企画課長 政策企画課長の篠原です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしく願います。

それでは、いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成等についてをご説明させていただきます。

ページにつきましては、議案書の54ページをお開き願います。

議長 議案第何号か言ってください。

政策企画課長 議案は第68号と第76号と第77号になりますが、説明につきましては、議案第77号の後ろにあります、資料のページでいきますと54ページ、こちらの説明資料でご説明をさせていただきたいと思えます。

この件に関しましては、今定例会には3件の議案を提出してございます。全ての常任委員会に関連する内容ということでございますので、全員協議会のほうで概要をご説明させていただきます。

まず、54ページの資料の初めに記載がございしますが、水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村の県央地域9市町村は、平成20年1月に県央地域首長懇話会を設置しまして、相互に連携して地域全体の活性化に取り組んでまいりました。その後、平成28年度には水戸市を中心市とした茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定を締結しまして、医療、福祉、観光、地域公共交通など、様々な分野における広域連携事業を推進し、着実に成果を上げてきたところでございます。

そのような中、水戸市は昨年4月に中核市に移行しまして、連携中枢都市圏の連携中枢都市となる要件を満たしました。連携中枢都市圏は、より広い分野での連携が可能となるなどメリットがある制度でありまして、今年2月に開催されました県央地域首長懇話会において、9市町村で連携中枢都市圏を形成することについて合意がなされ、圏域の将来像や連携して推進する取組などの協議が進められてまいりました。

次の1とあります定住自立圏から連携中枢都市圏への形成へでは、両制度の主な違いに

ついでの内容となります。

連携中枢都市圏構想は、定住自立圏構想の目的とされます地方圏への人の流れの創出に加えまして、活力ある社会経済の維持についても目的とし、施策を展開していくための制度でございます。

表の真ん中が連携中枢都市圏構想の場合、右側が定住自立圏構想の場合となっており、まず、中心都市の要件としましては、地方圏の政令指定都市か中核市に該当し、昼夜間人口比率がおおむね1以上となっております。水戸市が中核市に該当し、この条件を満たすこととなります。

表中の次が取組事項となりますが、連携中枢都市圏構想の特徴でありますア、圏域全体の経済成長のけん引やイ、高次の都市機能の集積・強化は新たな取組という内容になっておりまして、ウ、圏域全体の生活関連サービスの向上、こちらはこれまでの定住自立圏構想から引き続き取り組んでいく内容、項目となっております。

次のページにまいりまして、こちらは国からの財政支援の記載がございます。

連携市町村であります本市としましては、今年度改正にはなっておりますけれども、定住自立圏構想と違いはなく、関連する事業は1,800万円を上限に特別交付税が措置されるということになってございます。

次の2の連携中枢都市圏が連携して推進する取組につきましては、先ほど取組事項と同じになりますが、圏域全体の経済をけん引する、圏域の住民全体の暮らしを支えるという観点から、アの圏域全体の経済成長のけん引、イの高次の都市機能の集積・強化、ウの圏域全体の生活関連機能サービスの向上の3つの役割を果たすものについて、地域の実情に応じて柔軟に定めていくとしてございます。

次のページの3、連携中枢都市圏形成のための手続等につきましては、4のスケジュールの表でご説明させていただきますが、11月と記載がしてございます、連携中枢都市宣言では、先週の15日に開催されました県央地域首長懇話会におきまして、水戸市長が連携中枢都市宣言を行いました。その同日にファクスにて、また翌16日には区分箱のほうに連携中枢都市宣言書を入れさせていただくという形で議員各位には配付をさせていただいたところでございます。

次の12月の欄では、各市町村議会に議案提出と記載がございます。

今定例会には3件の議案を提出させていただいておりますが、1つはいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結についてでございます。

定住自立圏から連携中枢都市圏という新たな制度、枠組みで連携を図っていくということで、那珂市と水戸市との間で連携協約を締結するもので、こちらが議案第77号になります。

その下の関連事項として、2件ございます。

那珂市定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例が議案第68号、茨城県

央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止についてが議案第76号でございます。

これまでの定住自立圏から連携中枢都市圏の形成へ移行するに当たりまして、定住自立圏の形成に関する条例を廃止するとともに、水戸市との定住自立圏に関する協定を廃止するという内容でございます。

これら3件の議案につきましては、総務生活常任委員会において改めてご説明させていただきます。

その下の令和4年2月には、那珂市と水戸市との連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結を予定してございまして、連携中枢都市圏で具体的に取り組んでいく施策や将来像、それと基本的方向性などを盛り込んだ連携中枢都市圏ビジョン、こちらを策定しまして、4月から各施策を展開していく予定となっております。

その次のページからは、ただいまご説明をいたしましたいばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョンの素案、こちらの概要版を添付しましたので、こちらの内容について説明を加えさせていただきます。

この都市圏ビジョンの策定に当たりましては、各施策分野の有識者を各市町村が推薦したメンバーで構成された懇談会が組織されておりまして、その懇談会における協議・検討により策定された素案となっております。

この資料の1ページ目をお開きいただきますと、連携中枢都市圏の名称、それと構成する市町村の記載があり、計画期間としては、令和4年度から令和8年度までの5年間とされております。

次の2ページをお開きいただきますと、左上のほうに圏域の将来像、目指すべき将来像としましては、自然と歴史、芸術と科学が織りなす未来、サブタイトルとしまして、世界につながるいばらきど真ん中という将来像が示されております。

その下からは、圏域において取り組むべき重要なテーマが6つほど示されております。

5ページにまいります。

将来像を実現させるための基本的方向として、先ほど連携協約書の第3条、別表にもございますが、（1）地域経済の活性化、圏域全体の経済成長のけん引、（2）都市機能の向上、高次の都市機能の集積・強化、（3）生活環境の充実、圏域全体の生活関連機能サービスの向上といった3つの基本的方向が記載されてございます。

これらの基本的方向に沿った具体的な取組が次の6ページから9ページまでで一覧表になってございまして、全部で30の事業で連携を図ることとなっております。

具体的な取組内容につきましては、水戸市と那珂市及び連携市町村の各担当者間で協議・検討を行ってまいりまして、那珂市では30ある全ての取組について連携を図っていくこととしてございます。

11ページ以降が個別事業の概要ということになってございますので、後ほどご確認いただければというふうに思います。

最後になりますが、定住自立圏は、中心市が近隣市町村と相互に役割分担をして連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能などを確保していくということを目的としておりました。一方、連携中枢都市圏では、人口減少や少子高齢社会にあっても、一定の圏域人口を有して活力ある社会経済を維持していくために、新たな方向性として、圏域全体の経済成長の牽引や高次の都市機能の集積・強化を図っていくとともに、これまで同様に生活機能のサービス向上も求められているということでございます。

これらの目的を実現するために、ビジョンに掲げられました連携事業を水戸市と、あるいは近隣市町村と共に進めることによって、圏域全体の維持、活性化、そして相乗効果的に那珂市の活性化と住みよさの向上につなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことございますか。

大和田議員 55ページ、確認なんですけれども、国からの財政支援ということで、これ水戸市だけがその上の段の普通交付税、約2億円と対象経費の1.2億円、それが水戸市だけということですよ。

政策企画課長 ご指摘のとおりでございます。連携中枢都市となります水戸市が普通交付税、それと特別交付税を頂けるということになっておまして、那珂市は、その下の連携市町村ということになりますので、特別交付税、年間で1,800万円を上限となりますが、こちらの費用が那珂市では、その事業を行うに当たって頂けるということになってございます。

大和田議員 この対象経費というのが、まだこの概要版も見ていないんですけれども、細かな医療だとか交通だとか、そういったところに充てられる、そんな感じですか。

政策企画課長 おっしゃるとおりでございます。先ほど30の事業ということで申し上げましたが、その30の事業に関しまして、那珂市が負担する費用、水戸市に支払う分の費用ということになりますけれども、その費用の中身については、こちらの特別交付税を充てられるということになっております。

大和田議員 こちらで何かこう、市で整備する事業というのにこの0.8という数字等も含まれたり、ほとんど水戸市が持っていったらうような、言葉は悪いですけども、そういう事業ということかな。

政策企画課長 那珂市としては、水戸市にお金をお支払いするんですけども、実際に行う事業、そちらの事業については水戸市が連携中枢都市ということで、水戸市がどちらかという大きな負担をすることになっております。その中で、例えば人口割であったりとか、その実績に関わる応分の費用負担という部分について、那珂市で負担金をお支払いするというような流れになっておりますので、水戸市に特別多く支払うということでは

なくて、その事業を圏域全体が行っていくに当たっての必要な経費は那珂市としても支払うと。その分は特別交付税で充てられるという内容でございます。

大和田議員 分かりました。

議長 ほかにありますか。

花島議員 聞きたいことたくさんあり過ぎて、ここでやっていたらみんなの時間を潰しちゃうので、少しだけ。

今の大和田議員の質問にあったんですが、対象経費というのは、那珂市が例えば1,800万円割る0.8ぐらい、水戸市に支払うけれども、そのうち1,800万円上限で国から交付税が出ることなんですけど、これ一体何ががあるんですか。というのは、これほんの僅かなお金ですよ。例えば何か関連する職員でいったら、1.5人雇うぐらいの金額しかないと思うんです。それで、掲げていることは非常にたくさんあって、その中の一体どこでどういうふうにお金を使えるのか、全く見えないんですけれども、どんなイメージなんでしょうか。

政策企画課長 お答えします。

こちらにつきましては、先ほど申しあげました30の事業、まだ概要の部分になりますけれども、記載がされてございますが、こちらに係る費用について、那珂市としてお支払いするというような内容になってございます。

花島議員 30の事業でこの金額というのは、何か全然、本当ですかという金額なんですけれども。

政策企画課長 まだ具体的に細かなところまで数字が示されているわけではないので、今ここで何に対して幾らというのはなかなか答えるにくいところはあるんですけれども、1つ、定住自立圏構想のときから継続して行っている事業として申し上げますと、デマンド交通、こちらは水戸市のほうにタクシーを運行している部分について、その費用負担について、大体700万円程度、特別交付税を頂いているという内容になっておりますけれども、タクシーを増台したんです、そのときに。その分の費用負担については、那珂市のほうで費用負担をしておりますので、その部分については特別交付税に充てられるというような内容になっています。

あと、全体的な事務的なお話になりますと、例えば周知PR、広報を那珂市単独でやるという事業よりは、どちらかという圏域でまとめてやったほうが効果的なものもあるかと思えます。そういった周知PRに係る費用などは、那珂市もほかの市町村も同じような費用負担ということで、その部分は若干ですけれども、水戸市が少し多く支払ったりとか、そういう形で水戸市がリーダーシップを発揮して、それに隣接する8市町村、そちらも一緒になって事業を展開していく。例えば周知PRなんかもそういった内容で行っていくというようなところで、その費用負担を行っていくという内容になってございます。

議長 ほかに。

笹島議員 これ水戸市が人口減に悩んでいるということで、広域化を望むということが一つの原因だと思うんですね。県南のほうはつくば市を中心に結構人口が伸びていると、要するに県北・県央地区と県南地区の格差が出てきているということで、全国的にこの中枢都市計画という、進んでいるんですか、これは。

政策企画課長 連携中枢都市圏、先ほど申し上げましたが、中核市というのが一つ条件となっておりまして、茨城県で該当するのが水戸市とつくば市となっております。つくば市は保健所の機能がまだ単独でないということがございますので、現時点で連携中枢都市として手を挙げられるのは水戸市のみということになります。

どのぐらい進んでいるかということになりますけれども、今現在34の圏域、市町村の数でいうと327でございますけれども、そういった形で、全国的にも取り組まれているという内容となっております。

議長 ほかにありますか。

小泉議員 先ほどの大和田議員、花島議員の関連なんですけれども、この年間1,800万円上限というのは、1事業につき1,800万円上限ですか、それとも那珂市全体で、30事業で1,800万円しか出ないということですか。

政策企画課長 こちらにつきましては、30事業全てで1,800万円ということになりますが、対象経費が0.8で掛けられておりますので、割り戻すと2,250万円が上限という形になりまして、2,250万円は対象となるんですけれども、特別交付税としては1,800万円が上限ということになっております。

補足いたしますと、水戸市の事務局と話している中では、この上限を超えないような形で費用負担はしていただくような方向性で考えているということで、水戸市からは聞いてございます。

議長 ほかにありますか。

1つお尋ねしたいんですが、これ9市町村、人口どれぐらいになるの。

政策企画課長 大体、今現在70万人ぐらいになります。それをこのままの状態に進んでいきますと、60万人を切るだろうという想定が20年後ぐらいにされているんですけれども、それを65万人ぐらいまで抑えようという取組もこの連携中枢都市圏の中で行っていく目的の一つとはなっております。

議長 これは将来像からいって、どうなんだろう。政令都市を目指した、そういう考えなんですかね。何かそういうふうに感じるんですよ。

政策企画課長 総務省のほうで出しております連携中枢都市圏の推進要綱というのがございます。その中で総務省が言っている内容としては、大きい都市を目指すもの、三大都市圏になるようなものを目指すとかというものでもないですし、合併を促すものでもないというようなことを言っています、一つの単独の市町村でフルセットで持たなくても、

持続可能なコンパクトなまちづくりを圏域の中でつくっていきましょうという考え方ということになってございます。

議長 今回のこの9市町村が中核的な一つのあれになるとね、港湾、それから、陸海空がそろうんだよね。そういう面からいって、何か将来的な、そういう展望があるのかなっていうふうに感じられるわけで、お尋ねをしたわけなんですよ。これはこういうことというのは、市長、どうなんですか。

こういう話があったんですよ。ここ何年か前に。

企画部長 実は定住自立圏構想を検討する段階において、9市町村が集まって協議を始めます。その段階においても、これは合併なのかという懸念がほかの市町村から上がったという経緯がございます。それに対して水戸市が合併の協議ではないということを最初に宣誓をして、定住自立圏構想も始まったという経緯がございますので、その辺の部分について、確かにほかの市町村にとっては合併ありきなのかという懸念があったというのは過去には事実でございますけれども、それはそうではないということの水戸市が明確に表明した上で、こういった検討を始めていますので、その部分については、そういうことではないということが言えると思います。

議長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 なければ、終結をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

休憩(午前10時50分)

再開(午前11時00分)

議長 再開します。

続きまして、那珂市の新型コロナウイルス感染症対策の経過報告等についてを議題といたします。

国内および県内の感染者の状況についてから那珂市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催状況について、執行部から一括をして説明を願います。

健康推進課長 健康推進課長、玉川です。よろしく願いいたします。

全員協議会資料、1ページをお開きください。

それでは、那珂市の新型コロナウイルス感染症対策の経過報告等について報告をさせていただきます。

最初に1、国内及び県内の感染者の状況についてから3、那珂市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催状況についてまでをまとめて報告をさせていただきます。

資料2ページのほうをご覧ください。

国内及び県内の感染者の状況についてです。

(1) 国内の感染者の状況、令和3年11月9日に開かれました厚生労働省アドバイザー

リーボード会議の資料からの抜粋になります。

全国の新規感染者数は昨年の夏以降で最も低い水準が続いておりまして、療養者数、重症者数、死亡者数とも減少が続いております。重症者数につきましては、昨年の秋以降最も低い水準になっております。死亡者数も今回の感染拡大前の水準を下回っている状況となっております、現在につきましても同様な状況が続いております。

今後についてですが、一人一人が感染拡大を防止するための行動を取ることが引き続き必要でありまして、ワクチン接種者も含めて、マスクの正しい着用、手指衛生、ゼロ密や換気といった基本的な感染対策の徹底について、引き続き市民の皆様や事業者の方々に協力していただくことが必要としております。

(2) 県内の感染者の状況になります。

3 ページのほうをご覧ください。

茨城版コロナNext対策において、感染状況の悪化によって8月3日からステージ4とされておりましたが、その後徐々に改善されまして、10月7日にステージ1となりまして、それ以降ずっとステージ1の状態が続いております。

そちらの資料は、資料作成時でしたので11月10日現在のものですが、11月21日、昨日現在で県内の陽性者は2万4,446人、若干増えております。療養中の方も19名ということで、そのときよりは増えているような状況ですが、茨城版コロナNextの指標で言うステージ1については変わらない状況となっております。

中段になります。

2、市内の感染者の状況について。

市内の新規陽性者につきましては、10月15日に205例目を数えましたけれども、それ以降の感染者は出ていない状況になります。

4 ページのほうをご覧ください。

3、那珂市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催状況についてになります。

令和3年6月6日の第62回から令和3年11月15日までに開催しました新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催状況について、こちらのほうをまとめてあります。

毎回、本部会議の後にはファクスにて議員の皆様にはご報告をしている内容となりますので、そちらをまとめて記載してありますので、ご覧いただければと思います。

説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことございますか。

笹島議員 これは今までのことの経過、よく分かりました。

今度、第3回目のワクチン接種、これからどのようになるか教えてください。

健康推進課長 3回目の接種につきましては、この後、ワクチン接種の状況についてをご報告させていただく中で、ご報告のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお

願います。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、続きまして、市立小中学校、幼稚園の対応について、学校教育課長から説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の会沢です。よろしくお願いいたします。

資料6ページでございます。

4、市立小中学校、幼稚園の対応についてご説明いたします。

(1) 第2学期始業からの状況でございます。

8月の感染拡大により、9月1日の2学期始業から小中学校、幼稚園ともに分散登校となりました。9月6日以降は登校、登園はせず、小中学校ではオンラインでの学習、幼稚園は休園となりました。当初は9月10日までの対応とされておりましたが、県の非常事態宣言が9月26日まで延長されたため、オンライン学習の期間も延長となっております。

その間、ひまわり幼稚園では新たな試みといたしまして、園児が家庭でできるような歌や踊り、体操、手遊びなどの動画を作成いたしまして、各家庭への配信を行ったところでございます。

その後、感染状況が改善傾向となったため、県の非常事態宣言が9月19日で解除されまして、9月21日からは再度、分散登校となりまして、9月の最終週においては対面での学習と同時にオンラインでも配信するという形でのハイブリッドな学習を行ったところでございます。

10月1日からは通常登校となっております。

(2) 学校行事、活動の状況です。

中学校の部活動は中止しておりましたが、9月22日から再開してございます。修学旅行は秋に延期したのも中止となりまして、各中学校において代替の行事を10月下旬から11月中旬にかけて実施したところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 学校教育課からの説明が終了いたしました。

お尋ねしたいことございますか。

寺門議員 1点、給食についてなんですけれども、対面式になっているのかどうか。今までは前を向いて、会話することもなく食べていたんですけれども、その辺はいかがですか。

学校教育課長 給食のときの各教室での机の体制は、まだ前のとおり、対面ではなく一定方向を向いて黙食という形で行っております。よろしくお願いいたします。

議長 ほかに。

小泉議員 オンライン学習ということで対応していただきましたけれども、各小学校それぞれ

に工夫を凝らして、よく準備されていたなというのが正直な感想です。

ただ、やはり低学年、特に小学校1、2年生なんかは、オンラインにはなじまないのかなど。今回、茨城県はオンラインをやりましたけれども、実は感染がひどかった東京都、千葉県、その辺りはオンラインをやっていません、学校へ通えていましたんで。そう考えますと、ある程度、基本はやはり、子供たちの視点からいくと、学校に通うというのが基本なのかなというふうに思います。

今回オンライン授業をしてみて、教育委員会のほうで現状把握しているような課題とか、今後に向けての反省点等あれば、聞かせていただきたいと思います。

学校教育課長 ご指摘のとおり、やはり低学年につきましては、オンラインは、親の方がついていないとなかなか1人ではできないというようなところで、こういった事態の中でのオンライン活用の中での課題なのかなというのは、ご指摘のとおりというふうに思っております。

今回、県下統一ということで、休業とかオンラインなども統一的に示された中での対応となりましたが、今後につきましては、その辺の県の指示的なところもどうなるかというところもありますけれども、我々としても、やはり対面のよさというものを再確認したというようなところもございました。

以上でございます。

小泉議員 正直、私は茨城県だけというのはびっくりしたんですけれども、今後もあるかもしれませんので、そのあたりに向けて検討していただきまして、県下一斉ということになりますと、那珂市独自で那珂市だけ登校させるのは難しいのかもしれませんが、基本はやはり登校して子供たちが学校にいるという、そこで学ぶというのが基本だと思いますので、その点だけお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 ないようですので、次に進みます。

次は、市の独自支援事業等の進捗状況について、プレミアム付商品券事業から子育て世帯生活支援特別給付金事業まで、執行部から説明を願います。

まず最初に、政策企画課からお願いをいたします。

政策企画課長 政策企画課長の篠原です。

資料は7ページになります。

5、市の独自支援事業等の進捗状況についての1つ目の丸のプレミアム付商品券事業、市独自支援事業についてご説明いたします。

この事業の概要としましては、長引く新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ経済活動を回復させるために市がプレミアム付商品券を発行し、市民の消費を喚起して、市内経済の活性化を図ることを目的に昨年度に引き続き第2弾としまして実施している

ものでございます。

1冊当たりの販売金額は5,000円で、6,500円分の利用ができる商品券、こちらを5万部発行しまして、8月1日からスタートして、11月30日までご利用可能としてございます。来週の火曜日で終了ということになります。

販売状況では、1次販売の8月末で1万7,687冊を販売しまして、2次販売分は残りの3万2,313冊、全てを10月4日に完売いたしました。

利用状況につきましては、11月1日現在の集計では、全体の69.8%に当たります2億2,679万5,000円が換金をされてございます。また、資料に記載はございませんが、直近の11月15日現在の集計では81.25%、2億6,400万円余りが換金をされているという状況でございます。

続きまして、その下の丸になります。

新型コロナウイルス感染症PCR検査事業、市独自事業についてでございます。

事業概要にありますとおり、国及び茨城県における緊急事態宣言等が発令されたことを受けまして、市民等を対象にPCR検査費用の一部を市が負担する事業を実施することによりまして、市民の重症化予防、不安軽減を図るといふことと感染拡大の防止、早期収束を目指すということを目的に実施をいたしました。

今回のPCR検査の実施期間は8月17日から9月30日まででございます。次のページにまいります。具体的な計算方法などは記載のとおりでございますけれども、最後に記載しました実績等でございます。受検者数は246人となりまして、全ての方が陰性という結果でございました。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 続きまして、社会福祉課からお願いいたします。

社会福祉課長 社会福祉課長の綿引です。

資料のほうは8ページ中段になります。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者支援事業についてご説明いたします。

事業概要でございます。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、総合支援資金の再貸付けの終了などによりまして、緊急小口資金等の特例貸付けを利用できない世帯が存在するため、一定の要件を満たす世帯に対しまして、就労による自立を図るための自立支援金として支給するものでございます。

申請期間等でございます。

申請期間は令和3年7月1日から、当初の期間よりも延長されました令和3年11月30日まででございましたが、先週19日に厚生労働省のホームページに掲載されました報道発表資料によりまして、さらに令和4年3月31日まで申請期限が延長となる予定でございます。支給期間も当初の支給最大3か月に加えまして、再支給最大3か月を可能とす

ることをございますので、合計6か月と、期間を拡大する予定となっております。

進捗状況、実績等をございます。

7月1日から相談申請窓口を市総合保健福祉センターひだまり内の自立相談サポートセンターに開設いたしまして、受付業務を開始いたしました。また、県社会福祉協議会から情報提供をいただきました現在の支給対象となり得る26世帯に対しまして、案内通知を発送いたしました。併せて、市ホームページに事業のお知らせを掲載いたしました。

実績につきましては、11月5日現在で相談件数が23件、申請件数が3世帯、支給件数が3世帯をございます。

以上をございます。

議長 続きまして、こども課からお願いいたします。

こども課長 こども課長の加藤です。

子育て世帯生活支援特別給付金事業、国の制度についてご説明いたします。

事業概要をございます。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親、二人親の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金、児童1人当たり一律5万円を支給するものをございます。

対象者としましては、①としまして低所得者のひとり親世帯、②としまして、①以外の住民税非課税の子育て世帯となっております。

対象期間をございます。①につきましては、令和3年4月21日から令和4年2月28日まで、②につきましては令和3年7月13日から令和4年2月28日までとなっております。

進捗状況、実績等をございます。

①につきましては、給付世帯数348世帯521人で、給付総額2,605万円です。②としまして、給付世帯数161世帯274人、給付総額1,370万円をございます。11月9日現在をございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

まず最初に、政策企画課に対して、確認したいことがございますか。ありませんか。

小泉議員 1点お願ひします。

この利用状況、11月1日現在で約7割ということで、これ換金なので、もしかすると使用状況についてはもう少し上なのかもしれませんが、この11月30日という期限は、今のところ変更の予定はないということでよろしいのでしょうか。

政策企画課長 今現在11月30日ということで変更する予定はございません。直近の数字で申し上げましたが、11月15日の集計の時点で81.25%、半月前で81.25%になってございます。ちなみに前回の同じく半月前が82.67%ということで、ほぼ数字に変わりがないとい

うことと、議員がご指摘のとおり、やはり換金をした数字ということで、まだ大規模店舗とかで集計が上がってきていないというところもございますので、周知活動のほうに力を入れていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長 ほかにありますか。

花島議員 今の小泉議員が聞いたプレミアム付商品券なんですが、期間内で使えなかった券というのはどうなのでしょう、紙くずになるんですか。

政策企画課長 ご指摘のとおりということでございまして、商品券でございますので、その商品券の期限が切れるということは、その後使えないということになります。

以上です。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 ないようですので、次は社会福祉課に対して確認したいこと。

富山議員 この自立支援金支給ですよ、これ。支給要件を満たす世帯が26世帯に対して相談件数が23件、そこからさらに支給件数が3件になってしまうのは、何でこんなに少なくなってしまうんですか。

社会福祉課長補佐 こちらの給付金なんですけれども、根本的に支給要件、まず社会福祉協議会でお金を借りている人という条件があります。そちらのほうで借り切った後という形になりますので、そちらのほうの対象件数がまず26件という形になります。この26件に関しては、私どものほうで全世帯に対して、こういったものが該当しますというような通知を出した世帯になります。そちらから実際に相談に来た件数という形が、こちらは延べ件数になってしまうんですけれども、23件という形になります。

こちらの支給要件なんですけれども、まず、求職活動とかそういったものを常に実施している方という条件がありますので、そういったことをやっていない方ですと申請まで至っていないという形になりまして、実際に申請された方が3件という形で、うちのほうで事務を遂行しております。

以上です。

富山議員 そうすると、これはある程度用途が限定されている支給金であるというので理解でよろしいですか。

社会福祉課長補佐 どこの市町村も統一されるように国のほうで定めた要件に基づいて事務を執行しております。

以上です。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 なければ、続きまして、こども課に対しての確認はございますか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 ないようですので、ここで暫時休憩をいたします。入替えをお願いいたします。

休憩(午前11時24分)

再開(午前11時25分)

議長 再開をいたします。

続きまして、市の独自支援事業等の進捗状況について、国民健康保険傷病手当金から就学奨励特別支援金まで、執行部から説明を願います。

まず最初に、保険課、続きまして介護長寿課、続いて健康推進課、商工観光課、都市計画課、学校教育課の順に説明を願います。

まず最初に、保険課長。

保険課長 保険課長の生田目です。

資料の9ページになります。

国民健康保険傷病手当金についてご説明をいたします。

傷病手当金は、新型コロナウイルスの感染等により働けなかったときに一定の収入を確保できるよう支給するものでございます。

対象期間のほうですが、資料では令和3年12月31日までとなっておりますが、こちら資料を配付した後に国の財政支援の対象期間が令和4年3月31日まで延長されることとなりました。そのため、今後、市規則のほうを改正するとともに、対象期間を3月31日に延長する旨、周知のほうを図ってまいります。

実績ですが、令和3年度の申請件数は11月9日現在で2件となり、前回報告時から1件増えております。

続いて、国民健康保険税の減免についてご説明いたします。

こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者を対象に、令和3年度分の国民健康保険税の減免を行うものです。

実績ですが、減免決定者数は11月15日現在で9人、減免決定額は192万8,200円となっております。前回報告時から7人増えております。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

議長 続いて介護長寿課。

介護長寿課長 介護長寿課長の萩野谷です。

介護保険料減免等につきましてご説明させていただきます。

資料につきましては10ページ、2つ目の丸のところになります。

介護保険料減免等をご覧いただければと思います。

まず初めに、事業概要です。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少いたしました被保険者等を対象に令和3年度分の第1号被保険者の介護保険料について減免を行うものでございます。

申請期間につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとしております。

続きまして、進捗状況、実績等でございます。

介護保険料の減免に関する広報、周知につきましては、広報なか7月号及び市ホームページに記事を掲載いたしましたほか、8月に発送いたしました保険料の通知書によりご案内をいたしました。

令和3年11月15日現在における減免決定についてでございますが、減免決定被保険者数は3人、減免決定合計額は15万7,877円という状況でございます。

なお、介護保険料の徴収猶予につきましては、申請はございませんでした。

介護長寿課からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 続いて、健康推進課。

健康推進課長 健康推進課長、玉川です。よろしく願いいたします。

資料は11ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症による自宅療養者に対する食料品等支援事業についてご説明いたします。

事業概要としまして、新型コロナウイルス感染症によりまして自宅療養になった方、その方の中で近隣にその方に対する生活を支援する方がいらっしゃらない、ご友人ですとか親族とか、そういった方がいらっしゃらない方に対しまして、市が日常生活を営むために必要な食料品等を支援することで、自宅療養者の生活の安定を図り、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に努めるというものでございます。

対象期間としましては、令和3年12月1日から令和4年3月31日としております。

対象者につきましては、先ほどご説明をしたものに加えまして、今現在、茨城県で自宅療養者支援サービスを行っておりますので、そちらとは重ならない方向で、そちらのサービスを受けていない方に支給する予定でおります。

食料品等の支援内容につきましては、そちらに記載してありますとおり、飲料水ですとかレトルト食品等の食料品及び必要に応じてトイレットペーパー、生理用品等の日用品の部分も聞き取りをしながら考えております。総額は1人当たり1万円以内と考えております。最大2回までの利用を可能としまして考えております。

説明は以上です。

議長 続いて、商工観光課、お願いいたします。

商工観光課長 商工観光課長の石井です。

商工観光課所管の市の独自支援事業等の進捗状況について説明させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、現在の全員協議会資料11ページの下段のほうになります。ご覧いただければと思います。

まず、茨城県中小企業継続応援貸付金負担金になります。

県と協調し、事業の継続や雇用の維持を支援するために200万円を上限に貸し付けるもので、市負担分は4分の1、最大50万円になります。

申請期間につきましては、9月30日までとなっております、申請期間は終了となっております。

実績につきましては、貸付件数が2件、負担額が97万5,000円となっております。

続きまして、雇用調整助成金等申請支援金になります。

国の雇用調整助成金等の申請を社会保険労務士に依頼して行った場合、10万円を上限に交付するものです。

申請期間につきましては、12月31日までとなっております。

では、12ページをお開き願います。

実績につきましては、現在のところまだございません。

続きまして、経済対策支援制度利用支援金になります。

国及び県の経済対策支援制度の交付を受けた事業者に対し、支援制度等の申請に要した費用の一部について、3万円を上限に支援するものです。

申請期間につきましては、12月31日までとなっております。

実績につきましては、給付件数が2件、給付額が6万円となっております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策等支援金になります。

感染症拡大防止策を実施するために必要とする経費について、5万円を上限に支援するものです。

申請期間につきましては、11月30日までとなっております。

実績につきましては、給付件数が110件、給付額が523万444円となっております。

続きまして、小規模事業者持続化支援金になります。

国の小規模事業者持続化補助金を利用し、給付を受けた事業者に対し、自己負担する経費の2分の1以内、25万円を上限に支援するものです。

申請期間につきましては、令和4年3月31日までとなっております。

実績につきましては、給付件数が10件、給付額が148万826円となっております。

13ページをお開き願います。

続きまして、営業時間短縮協力事業者等支援金になります。

県の営業時間短縮要請協力金を受給した事業者へ10万円を支援するとともに、飲食店と直接取引がある事業者、または主に対面で個人向けに商品やサービスを提供する事業者で、令和3年9月までに実施された外出自粛要請等の影響により、令和3年7・8・9月の売上げが前年、または前々年同月比で30%以上減少した事業者に20万円を支援するものです。

申請期間につきましては、12月31日までとなっております。

実績につきましては、給付件数が79件、給付額が1,720万円となっております。

続きまして、営業時間短縮協力事業者等支援金第2回になります。

こちらは、先にご説明いたしました営業時間短縮協力事業者等支援金の申請期間終了後、改めて該当月を変えて、売上げが減少した事業者を支援するものとなっております。飲食店と直接取引がある事業者、または主に対面で個人向けに商品やサービスを提供する事業者で、令和3年9月末までに実施された外出自粛要請等の影響により令和3年10・11・12月の売上げが前年、または前々年同月比で30%以上減少した事業者に20万円を支援するものです。

申請期間につきましては、令和4年1月4日から2月28日までとなっております。

商工観光課からは以上になります。よろしく願いいたします。

議長 続いて、都市計画課。

都市計画課長 都市計画課長の渡邊です。

交通事業者等支援事業についてご説明申し上げます。

資料は13ページ下段となります。

まず、事業の概要でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大、移動自粛などにより利用者が激減いたしました交通事業者に対しまして、事業の継続を支援するものでございます。

次に、申請の期間でございますが、令和4年1月31日までとしております。

最後に、実績でございますが、現在のところ申請件数は1件、35万円を交付しているところでございます。

都市計画課からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長 続いて、学校教育課からお願いいたします。

学校教育課長 学校教育課長の会沢です。

資料14ページでございます。

就学奨励特別支援金につきましてご説明いたします。

こちらは、要保護・準要保護世帯の児童生徒を対象にしまして、マスク購入費等の経済的負担軽減のため、1人当たり3万円を支給するものでございます。

進捗実績でございます。

小中学生合わせまして310人、合計930万円となっております。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりました。

まず最初に、保険課について確認したいことございますか。

(なし)

議長 ないようですので、続いて、介護長寿課に対しての確認をお願いいたします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 なければ、続いて健康推進課にお願いをいたします。

花島議員 一般質問で聞くつもりでいるんですが、ちょっとだけここでお聞きしたいと思えます。自宅療養者に対する支援ということで、12月1日から始めるということなんですが、おおむね5日分程度というのは、自宅療養の期間をどのように想定していらっしゃるのでしょうか。

健康推進課長 自宅療養の期間が症状が発症してからおおむね1週間から10日程度の療養期間で経過観察をいたします。それを見まして、最低5日、そこを最大2回10日程度支援をできればと考えておりますので、まずは5日間というのを最低の期限として設定をいたしました。

以上です。

花島議員 もう一つは、県のほうが対応する部分と那珂市の対応する部分と、その分かれ道というか、区別の仕方はどんなふうにするのでしょうか。

健康推進課長 こちらのほう、自宅療養者の情報ですとかは、本来、今まで市町村には情報は来ておりませんでした。ただ、第5波、この夏の感染拡大によって自宅療養者がかなり増えてという状況を踏まえまして、茨城県のほうが市町村と覚書を交わすことで、自宅療養者の支援を目的として情報提供をするといった通知が10月29日に参りましたので、そちらのほうを使いまして、自宅療養者の状況を把握いたします。まずは県のほうで、療養に関しまして状況を聞き取りますので、その中で支援者がいる、いない、まずそこで保健所のほうが聞き取った中で、県のサービスのご紹介と、市の紹介もしていただきます。ただ、そちらはどちらも両方はかぶらない形でご紹介をいただきますので、どちらかを選択していただくということを考えております。

以上です。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 ないようですので、続きまして、商工観光課に対して確認したいことはございますか。ありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、続いて、都市計画課についてはいかがですか。

(なし)

議長 なければ、学校教育課、これもないですか。

(なし)

議長 なければ、これで終了いたします。

続きまして、新型コロナワクチン接種の状況について、健康推進課から説明を求めます。

健康推進課長 健康推進課長、玉川です。よろしくお願ひいたします。

資料は15ページになります。

6、新型コロナワクチン接種の状況についてご報告させていただきます。

なお、本日、最新情報ということで、接種の実績、11月21日現在の資料のほうを置かせていただきました。接種の実績につきましては、そちらをご覧ください。

11月21日現在、那珂市のワクチン接種の状況がそちらに年代別で入れてあります。国の基準で接種率を出しております全人口に対します接種率、こちらのほうが1回目の接種が終了された方80.6%、2回目を接種された方79.7%となっております。

その下にありますところが対12歳以上の人口、今現在12歳以上を対象としておりますので、12歳以上を対象にした際の接種率を出してあります。1回目終了された方91.6%、2回目の接種が終えられた方90.5%となっております。

(2) 追加接種、3回目接種の実施についてになります。

国の厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会で追加接種の必要性が示されまして、各自治体に2回目の接種を終えた方に対する追加接種の体制を整備するよう指示がございました。

現在、次のとおり準備を進めている状況であります。

まず、実施開始時期になりますけれども、医療従事者を対象に12月から開始をしていく予定で準備を進めております。

接種回数は、今回、追加接種に関しては1回となります。

接種対象者につきましては、2回目接種完了から8か月以上を経過した18歳以上の方となっております。

使用するワクチンの種類ですが、今現在、ファイザー社のワクチンということで承認をされておりますので、今現在、スタートの時点ではファイザー社のワクチンを使用することになっております。モデルナ社のワクチンについても現在、国に追加接種の使用について承認申請中ですので、そちらの承認が時期的に下りてくれば、モデルナ社のワクチンも使用するような形になっていくものと考えております。

接種対象者への個人通知になりますけれども、まず、12月接種予定者には、11月24日に発送する準備を進めております。それ以降につきましては、2回目の接種から見て8か月を過ぎる月が対象の月になりますので、その前月に通知が届くように、郵送で通知をするような形で考えております。

予算につきましては、現在、新型コロナワクチン接種事業で予算化をしておりますので、そちらの中で対応ができるように見積っております。

以上です。

議長 説明が終わりました。

確認したいことございますか。

笹島議員 今回はこれ18歳以上、以前は、65歳からやっていったんですけれども、どうなん

ですか。

健康推進課長 年齢というよりは、2回目を打ってから8か月を過ぎた方が対象になりますので、以前はまず医療従事者に通知をして、従事者に接種をしていただいた。その次は65歳以上の方にある程度一斉に通知を出して接種をしていただいたという順々にいっていましたが、追加接種につきましては、8か月以上というのが対象になりますので、年齢で分けるということではなくて、あくまでも8か月を過ぎた方から対象にして通知を出していくという体制となっております。

笹島議員 65歳以上が早かったですね、5月、6月頃ね。それでだんだん50歳とか40歳、30歳ってこうだんだんあれして、その8か月になったらどうやって見分けつけるの。

健康推進課長 接種記録につきましては、国で作りましたシステム、VRSシステム、あと、市のほうで予防接種の管理をしております健康管理システムのほうに皆様の接種日を入れておりますので、その接種日のほうから割り出しをいたしまして、通知を作成していくということを考えております。

以上です。

議長 ほかにありますか。

寺門議員 最新のデータで人口に対して今79.7%が2回目を終わったということなんですが、年代別に見ますと、20歳代が75.6%ということで、あと30歳代、10歳代もまだ8割ということなんですが、これ基本は全員の方、12歳以上の方を対象にされていると思うんですけども、今後継続してやっていくと思うんですね。副反応等も症状が出て大変だという、そういうおそれからも、受けないという方もいらっしゃるんで、その辺はどこまで上げていくのかということと、特に接種率が低いところをどういうふうに接種完了していくのか伺いたいんですが。

健康推進課長 接種率につきましては、本当に当初は全く分かりませんでしたので、皆さん8割の接種を、集団防衛的に感染を防ぐという意味でも、8割を接種していただくと、かなり感染の拡大というのは抑えられるんじゃないかということで、8割を目指しておりました。

実際のところは、年代によっては9割近い接種率に上がったところもあります。ただ、どこの市町村も、やはり若い年代、20歳代の接種率が思ったほど上がってこない。ほかの年代に比べると、どうしても低いというのは全国的にも言われることではあるかなと思っております。

ただ、受けられないということではなくて、今現在もまだお受けになっていない方につきましては、ホームページ上でも何度かSNS等も使いまして、受付をしておりますということでは周知をさせていただいておりますので、今後もそこにつきましては、同じように周知をさせていただきたいと考えております。

ただ、やはりワクチン接種をしていないという選択も、その方個人の考え方でありまし

て、それを強要することはできませんので、ある程度こちらとしましては周知はいたしますけれども、何%でなくては駄目ということではなくて、極力受ける希望がある方には、その接種機会をつくっておくと、そういう体制を整えて続けていきたいと考えております。

以上です。

寺門議員 あくまでも個人の意思ということ、尊重されるということなので、それらについても接種されるように進捗を図っていくということで、分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 なければ、終了といたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

休憩（午前11時51分）

再開（午後1時00分）

議長 それでは、再開いたします。

国民健康保険税賦課方式の2方式への変更についてを議題といたします。

保険課長から説明を求めます。

保険課長 保険課長の生田目です。ほか2名の職員が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

資料のほうの16ページをお開き願います。

それでは、国民健康保険税賦課方式の2方式への変更についてご説明いたします。

現在、県のほうでは県内の各市町村がそれぞれに定めております国民健康保険税の賦課方式を令和4年度から2方式に統一することを目指しております。これを受けて当市では、令和4年度の賦課方式及び税率の見直しの作業に取り組んでおりまして、その検討状況についてご報告をいたします。

まず、なぜ賦課方式を統一するかということですが、1の趣旨に記載しておりますけれども、国民健康保険は平成30年度の改正によりまして、県が国民健康保険運営の中心的な役割を果たすこととなりました。その背景には、加入者が減少する中、高齢化により医療費が増大している問題があり、国民皆保険制度を将来的にわたって守り続けるため、県も国民健康保険制度を担うことになったものです。また、国は将来的に都道府県で保険料水準の統一を目指すことを県に求めております。

それらを踏まえまして、県では、県内の各市町村がそれぞれに定めております国民健康保険税の賦課方式を令和4年度から2方式に統一することを目指しております。それを受けまして、本市では県が算定する納付金の動向、被保険者数、世帯数の推移、基金の

残高を見ながら、令和4年度の2方式への変更と税率改正の作業に取り組んでいるところでございます。

18ページの上の資料をご覧ください。

こちらは、県の運営方針の抜粋になりますが、取組方針として、各市町村における保険料（税）の算定方式については2方式、所得割と均等割として、令和4年度からの統一を目指すとされております。なぜ2方式にするかということですが、理由としては、簡潔、公平な賦課方式であること、持続可能な国保制度とするため、国が求める将来的な保険料水準の統一に向けた議論の第一歩とすること。それから、本市も廃止することになりますけれども、平等割、こちらは世帯当たりにかかる税額になりますが、こちらの平等割を廃止する理由としましては、現在、国保世帯の多くが1人、または2人世帯であり、制度創設時と比べまして家族の形態が大きく変わってきたことが上げられます。

次に、2方式に変更するには具体的にどうするかですけれども、16ページになりますが、2の見直しに向けた課題の記載にありますとおり、那珂市では現在、医療分は3方式、後期分と介護分は2方式として、平成20年度から現在の税率で算定しております。したがって、見直し内容は、医療分の世帯ごとに係る平等割を廃止し、その分を被保険者ごとにかかる均等割や所得割に上乗せを行います。すなわち均等割の税額と所得割の率を上乗せをすることになります。また併せて、後期分と介護分の税率の見直しも検討してございます。それは、前回の税率改正から十数年が経過しておりまして、医療分、後期分、介護分の内訳において過不足が生じていることによるものでございます。

また、2方式化するに当たりまして課題もございます。家族構成によって税額の増減に影響が出ることが予想されております。そのため現在、家族構成や所得の違いによる算定のシミュレーションを行ってございます。

賦課方式を変更することによって、子供が多い世帯で負担が大きくなることが予想されておりますが、子育て世帯の負担軽減策としまして、未就学児に係る均等割保険税を令和4年度から新たに公費により軽減することとなっております。これに併せまして、市としましては、小学生以上の子供の税額軽減に向けた支援策を検討しております。

18ページの下を表をご覧ください。

県内市町村の賦課方式の現状ですが、国民健康保険税は医療分と後期分、介護分に分かれておりまして、それぞれで賦課方式を決めてございます。那珂市は太枠で囲っているところになりますが、医療分が3方式、後期分と介護分は2方式となっております。そのため医療分の平等割を廃止することで、2方式に移行できることとなります。

続いて、19ページの上の資料をご覧ください。

賦課方式統一イメージですが、ここに記載のとおり、2方式に変更すると、集めるべき総額は変わらないとしても、賦課方式が変わると、世帯当たりの税額は所得や家族構成等によって変動が生じます。また、総体的に多人世帯の税額が高くなる傾向となっております。

ございます。ですけれども、下の資料にあるとおり、令和4年度から国の制度におきまして、未就学児に係る均等割保険料の5割を公費により軽減するとしてございます。

また、下の太枠にあるとおり、賦課方式の2方式統一に当たり、県の特別交付金の支援メニューに多子世帯に着目した項目が設けられてございます。本市としましては、この交付金を利用して、小学生以上の子供の保険料軽減を検討してございます。これによりまして、多子世帯の軽減の負担については配慮できるものと考えてございます。

17ページに戻りまして、3のスケジュールでございますけれども、令和4年度から2方式に移行できるよう、引き続き必要な準備を進めてまいります。

また、新税率、新税額につきましては、2方式への変更に伴う影響だけではなく、県から提示される令和4年度の納付金の額を確認する必要があります。先日、令和4年度の県の納付金の仮算定の額が提示されましたが、今年度は病院の受診率が回復しており、医療費が伸びてございます。今後も医療費の増額が見込まれておりまして、令和4年度の納付金の額も予想よりも多く試算されている状況でございます。そのため今後は全体の保険者の税収を上げるためのシミュレーションも行っていきたいと思っております。

新税率、税額（案）につきましては、1月に決定する予定でございます。その後、市の国民健康保険税条例の一部改正（案）作成しまして、1月頃開催予定の那珂市国民健康保険事業の運営に関する協議会で審議し、市の庁議を経て、3月の定例会に上程をさせていただく予定としてございます。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。

確認したいことありますか。

小泉議員 これ1点確認なんですけれども、県が令和4年度から目指しているということなんですけれども、間違いなくこれはやらなければいけないということなんですか。というのは、どう考えても、子育て世帯に負担がいくというところで、国・県で補助金を用意していますけれども、これいつまで続くか分からないですし、変な話ですけれども、ある意味、那珂市はそのまま3方式でいいんだという選択肢というのは取れないものなんですか。

保険課長 県が示す統一についてでございますけれども、先ほどもお話ししましたとおり、国がやはり保険料水準の統一を目指すということで、県にも求められているというところから、まず県としては賦課方式を統一したいということで、絶対にしなくては行けないかということにつきましては、一応、今、県のほうが、先ほどお話ししたとおり、国民健康保険運営の主たる責任者となってございますので、その運営方針に市町村は従うという形にはなりますけれども、こちら来年度、賦課方式の統一をしなかったところについては、県のほうからポイントがもらえず、交付金に差が出てくるような状況にはなってございます。

小泉議員 何かそれは選択というよりは強制のような感じがしますが、それであれば仕方ないのかなと思います。ただ、何か市にとってあまりメリットがないといえますか、であれば、強制じゃなければ、私は3方式でいって、ぎりぎりまで粘ってもいいのかなと思ったので聞かせていただきました。

保険課長 今現在3方式ですけれども、国民健康保険の1世帯当たりの人数というのが、やはり那珂市も1人、2人世帯が80%台後半ぐらいになってきていますので、昔は世帯全員が国保だったというところであれば、世帯ごとに掛ける保険料というのはよかったのかなと思うんですけれども、今1人でもその世帯割の保険料がかかってしまうところがあるので、負担感は大きいのかなというところで、那珂市としても2方式でというところでは思っているところでございます。

小泉議員 分かりました。事情は理解しましたので、反対はしないです、大丈夫です。

ただ、やはりこれ事務的なことも多分出てきて大変だろうと思うんです。ここで新たに賦課をするということは、その分の職員の手間も増えるわけですから、そういったことも考えると、無理はしなくてよかったんじゃないかなと思います。今の話ですと、ある程度、県に従わざるを得ないということなので、事情は分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 なければ、この件については終了といたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後1時12分）

再開（午後1時12分）

議長 再開をいたします。

続きまして、複合型交流拠点施設「道の駅」整備の実現に向けた市場環境調査の結果に基づく今後の方針についてを議題といたします。

商工観光課から説明を求めます。

商工観光課長 商工観光課長の石井です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、全員協議会資料の20ページをお開き願ひます。

複合型交流拠点施設「道の駅」整備の実現に向けた市場環境調査の結果に基づく今後の方針についてになります。

本年第1回定例会全員協議会におきまして、令和3年度に那珂インターチェンジ周辺地域の市場環境調査を実施する報告をいたしました。その市場環境調査が完了したことから、複合型交流拠点施設「道の駅」整備の今後の方針について報告させていただくもの

です。

1、これまでの経緯の（1）から（6）までは、お手元の資料でご確認いただければと思います。

21ページをお開き願います。

中段辺りにありますが、（7）につきましては、11月15日に開催された庁議決定により、今回報告させていただく内容となっております。

続きまして、2、複合型交流拠点施設「道の駅」整備の実現に向けた市場環境調査の結果になります。資料22ページの後にある報告書を併せてご覧いただければと思います。

全員協議会資料（1）の市場動向調査のア、市民意向調査といたしまして、市民へのアンケート調査の概要が報告書3ページから6ページに記載されています。こちらの調査結果から、近くに道の駅があれば利用したいと思っている市民も多く、主にマルシェ、飲食店、土産物の販売店へのニーズが高いことが見てとれます。

また、6ページの記載にある自由意見は主なものとはなりますが、道の駅への期待する意見が多かった結果となっております。

7ページからは、近隣にある道の駅ひたちおおた、道の駅常陸大宮かわプラザを対象にしたウェブアンケートを行い、それぞれの道の駅にある施設の満足度、利用したい機能を聞いております。

18ページになります。

これらのアンケート結果から、構想中の道の駅へのニーズを考察いたしますと、市民のニーズとしては、農産物直売所や飲食店が最も多く、幅広い価格帯や需要に対応できることが望まれております。また、休憩スペースや遊具、さらに高速バスを含むバス停、それに伴う待合室などを設置することが望ましいという意見が目につく結果となりました。

では次、20、21ページになります。

既存の道の駅の満足度と那珂インターチェンジ周辺にあるとよい施設、つまり必要性がある施設を分析いたしますと、両道の駅との差別化を図るべき施設として、マルシェ、飲食店、土産物の販売店が上げられました。

続きまして、26ページになります。

参考にすべき点もございますが、価格、種類、品質、品ぞろえなどの点での差別化が必要があるという考察結果となりました。

なお、コンビニエンスストアは設置が望ましい施設ではありますが、差別化は難しいところであり、案内施設はニーズとしては低いと考えられる施設ではありますが、道の駅には道路情報施設の設置は必須となっていることから、省くことはできない施設となります。

続いて、27ページになります。

こちらは近年の道の駅整備に関する動向となっております。

近年は、単なる道路利用者へのサービス提供の場、農産物直売所などが目的となる道の駅から、第3ステージとして、地方創生、観光を加速する拠点となる道の駅が求められています。この中には、防災拠点や地域活性化に寄与する施設などが含まれております。

28ページからは第3ステージを目指す上で参考となる4つの道の駅の事例が記載されておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、全員協議会資料（2）交通量調査等になります。報告書39ページになります。

こちらでは、交通量調査を行った場所、日時が記載されております。

ナンバー1、飯田押敷交差点とナンバー2、飯田大洞交差点は、日曜日に2回、平日に1回、ナンバー3、市道五差路交差点は平日に1回、那珂インターチェンジ乗降口を平日1回、休日1回、交通量調査を行いました。各調査場所の結果につきましては、40ページから47ページに記載されておりますので、ご確認いただければと思います。

では、49ページになります。

ここまでの調査結果より、那珂インターチェンジ周辺、交差点付近の路線では、おおむね12時間当たり3,000台から1万台の交通量があることが分かります。また、国道118号の将来交通量は、近隣で大規模な開発や計画等が明確にされていないことから、2030年として見る将来交通量は、現在と大きな差はないと推測しています。

このことから、那珂インターチェンジ周辺の交通量も現況交通量と変わらず推移するものと想定しております。

51ページになります。

交通量調査を行った各交差点での現況交通量及び将来交通量とも大きな差が見られないことから、飯田押敷交差点を想定配置場所とし、年間利用者数を現況の交通量から推計しますと、まずケース1、道の駅を市道6-0017号、つまりバードラインから出入りする場所に設置した場合、年間で約49万人の利用者が、ケース2、那珂インター線及びバードライン両方から出入りできる場所に設置した場合、年間約77万人の道の駅利用者が見込めることが推計されました。

なお、この推計を導く計算方法やデータにつきましては、52ページから58ページに記載がありますので、ご確認いただければと思います。

続いて、59ページになります。

現在、那珂インターチェンジ付近に設置されている高速バス停留所の乗降者数を見ますと、年間約5万人で推移していることから、道の駅内に既存の高速バス停留所を移転させることによって、約5万人の利用者が増加することが推計されます。

60ページになります。

現在、国土交通省で実証実験を行っているECT2.0のシステムを導入しますと、62ペ

ージ下部の表になりますが、普及率が100%となった場合、年間約4万7,000人利用者が増加すると推計されます。

なお、高速バス停留所の移転及びETC2.0の普及による利用者増加分につきましては、さきに説明した交通量調査の結果からの利用者数の推計には含まれておらず、設置できた場合には利用者の増加が期待できる要因として記載しております。

続きまして、全員協議会資料3、道の駅の事業収支の検討になります。報告書63ページになります。

事業者ニーズを把握するため、商品の出品やサービスを提供することが可能な市内の農業者団体等や農業者にヒアリング、アンケートを行いました。結果につきましては、63ページから66ページに記載されております。

ヒアリング、アンケートとも、生産、出荷、販売などについての懸念材料の指摘はありましたが、おおむね道の駅の活用について前向きな意見となりました。

では、67ページになります。

道の駅で想定する施設として、アンケート調査の結果や近年の道の駅に求められる機能を考慮し、下表にある施設を設置することを想定いたします。そして、これらの想定施設と交通量調査の結果、県内道の駅の整備事例を基に駐車場の規模を推計いたしますと、72ページの算定結果の表にあります125台から200台の駐車台数が必要であることが推計されました。また、トイレの規模は、計算式から73ページにありますように91.9平米から126.5平米、休憩施設、情報発信施設の規模は140平米と推計されました。それぞれの推計値の計算方法につきましては、68ページから77ページに記載がありますので、ご確認いただければと思います。

では、78ページになります。

道の駅利用者数推計値から年間売上予測額を導き、この予測額を基に農産物直売所、物産施設、食事提供施設の施設規模を想定すると、以下の表にあるように、1,416平米から1,956平米という結果になりました。この結果を算定する計算方法等は79、80ページに記載がありますので、ご確認いただければと思います。

では、81ページになります。

ここで事業収支を検討するに当たり、道の駅各施設の運営形態を81ページにある上の表のとおり仮定して設定しております。物産施設につきましては、運営者が直接商品を仕入れ、販売する形式、農産物直売所につきましては、農家等の出品者が農産物を出品し、管理運営者が販売し、その販売額の一部を出品者が管理運営者に支払うとする形式。食事提供施設につきましては、他の事業者運営に委託し、その施設の賃借料を管理運営者に支払う形式。指定管理料につきましては、収入に見込まない場合と見込む場合との2パターンといたしました。

これらの運営形態の上で、事業収支を試算したところ、さきにお示ししましたケース2

の年間利用者が77万人の場合、指定管理料を見込まない場合、見込む場合とも収支が黒字になることが見込まれました。また、指定管理料を見込まない場合は年間利用者が約73万人以上、見込む場合は年間利用者が約68万人以上確保できれば、採算性があるという結果となりました。これらの結果は、81ページの下表、算定根拠につきましては82ページから84ページに記載されていますので、ご確認いただければと思います。

ただし、この事業収支構造の結果は、今後検討される管理運営形態や導入される収益施設の内容によって変化することがございます。

続きまして、全員協議会資料4の道の駅による経済効果及び地域振興の検討になります。報告書は85ページになります。

これまでの検討結果により、那珂インターチェンジ周辺に道の駅が設置され、年間利用者が49万人から77万人規模となった場合、年間約5億円から8億円の売上げが見込める試算となっております。この中で事業実施に当たり、整備・運営の双方で可能な限り地元事業者と連携を優先させることにより、雇用の創出など、事業の実施による地域経済の活性化への直接的な貢献が期待されます。また、官民パートナーシップ事業を導入することにより、民間事業者の創意工夫による新たな事業提案が期待され、事業全体の付加価値が向上されるとともに、にぎわいの創出にもつながり、結果として地域経済への間接的な貢献にもつながると思われまます。

86ページになります。

ここで、那珂インターチェンジ周辺に道の駅を設置した場合の那珂市への地域経済及び地域振興への波及効果を示すと、下の図のように考えられます。

考えられる波及効果といたしまして、農商業販売額の増加、観光消費額の増加、雇用の増加、定住人口の増加、税収の増加などが上げられます。

87ページになります。

これらの地域経済及び地域振興への波及効果を得るためには、幾つかの課題がございます。

1つ目といたしまして、民間活力を活用して事業を行うためには、民間事業者側の営利活動に留意しつつ、事業範囲を設定し、地域住民や関係機関などとの合意形成を図ることが必要になります。

2つ目といたしまして、道の駅をただ整備するだけではなく、この整備に地域住民が主体的に参画し活用していくという地域が主体となる有効活用方を検討していくことが必要となります。

3つ目といたしまして、道の駅に観光案内や情報機能を整備し、地域にある観光施設や関係団体等と連携して、回遊プランの作成や共同イベントの開催など、魅力ある施策を検討していくことが必要になります。

4つ目といたしまして、近年の激甚化する災害に対して、道の駅に防災機能を付加する

ことが求められていることから、防災機能として広場等を整備することを検討していくことが必要になります。広場等は、災害時には物資供給や情報の拠点としての機能を持ち、日常時であれば、イベント広場、臨時駐車場などにも活用でき、市民憩いの場や地域経済の活性化の場としても期待できます。

これらの課題につきましては、基本構想、基本計画を策定する中での検討事項になるとは考えております。

報告書に係る説明は以上となります。

では、全員協議会資料の22ページのほうをご覧ください。

ここまでの調査報告書の結果を受けまして、3番、複合型交流拠点施設「道の駅」整備の今後の方針になります。

こちら読ませていただきます。

複合型交流拠点施設「道の駅」整備の実現に向けた市場環境調査の結果より、那珂インターチェンジ周辺地域で整備する道の駅の利用客数は、現況交通量から49万人から77万人と推計されました。事業収支構造の検討では、損益分岐点となる利用客数は約73万人となり、那珂インターチェンジ周辺地域での複合型交流拠点施設「道の駅」整備は、設置する場所や運営方法によっては採算性があるという結果が得られました。

また、市場動向調査によるニーズ調査では、複合型交流拠点施設「道の駅」整備への期待度は高く、さらには経済効果及び地域振興についても、道の駅整備による波及効果の可能性は市内産業の活性化のみならず、市の魅力を発信する機能による魅力度向上などが期待できます。

よって、複合型交流拠点施設「道の駅」整備を推進するために、基本構想、基本計画策定に着手いたします。

それでは、4番、今後の予定になります。

令和3年第4回議会定例会全員協議会にて報告、こちらは本日の報告になります。

また、複合型交流拠点施設「道の駅」整備を推進していく予定で、基本構想、基本計画策定業務委託料3,459万5,000円を2か年の債務負担で補正予算に計上しております。

なお、こちらには官民連携基盤整備推進調査費として、2分の1の国費補助を見込んでおります。

補正予算が可決された後、基本構想、基本計画策定業務に係る事業者をプロポーザル方式で選定していきたいと考えております。あわせて、基本構想、基本計画策定に係る外部検討委員会を令和4年2月上旬に発足させる予定でおります。

この検討委員会において、複合型交流拠点施設「道の駅」の基本構想、基本計画に入れ込む施設の場所や内容、運営方法等を検討していくこととなります。

では、説明については以上となります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

確認したいことはありますか。

笹島議員 常陸太田市とか常陸大宮市の利用者数というのは今どのぐらい。あとは、常陸太田市、常陸大宮市の売上げというのを教えてください。

インターチェンジ周辺開発推進室長 インターチェンジ周辺開発推進室の岡本です。よろしくお願ひします。

今のご質問ですけれども、常陸太田市が令和元年の数字になりますけれども、利用者数が76万1,000人、売上げが約7億4,000万円、常陸大宮市が令和元年で54万7,000人の利用客で、売上げのほうは約6億9,000万円となっております。

以上でございます。

笹島議員 そうすると、どこも似たり寄ったりですね。那珂市がここに食い込んでくるということで、その消費範囲の中で、今言っていた77万人とか73万人とかっていうことの、この食い合いしないのかどうかと、それから、那珂市もやはり5億円から8億円というふうに考えているというけれども、同じように売上げを同じようなエリアで3者とも食い合いしていかなきゃ、共存共栄というのはできないと思うんですけれども、それどういう考えしているんですか、この売上げと利用者数の上限というんですか。予想よりも現実的にどういう考えか、それをちょっと伺えますか。

インターチェンジ周辺開発推進室長 今回利用客数の推計でございますけれども、本来であればスーパーマーケットやコンビニエンスストアのように商圈設定をして売上高とかそういうものを推計していくことになるかと思うんですけれども、道の駅というものが、まず全国1,193か所設置されております。そういった中で販売しているもの、設置されている場所というものが各市町村によってまちまちであるということがございます。そういった場合に、統計的にそういったものから売上高を推計したり、利用客の推計をしたりすることが困難だということがまず道の駅の場合は上げられております。

そういったわけで、収支構造の検討とかというものについて、こういったものでできずよといった確立的なものがないために、相関関係があると考えられる交通量から利用客の推計、または売上高というものを出しているのが全国的な道の駅の現状となっております。

そういった中で、今回、利用客の推計、または売上高なんですけれども、利用客の推計というところにつきましては、まず道の駅というものは休憩施設になりますので、一般的な休憩施設の考え方としまして、25キロメートル離れているところで休憩施設を設けなさいというような手引がございます。そういった中で25キロメートル離れていれば、大体皆さん1回ずつ休憩をしていくでしょうという考えがございます。その場合に、常陸太田市の道の駅は、那珂市の那珂インターチェンジ周辺からは10キロメートル離れております。常陸大宮市の道の駅は19キロメートル離れているということで、今回利用客の推計につきましては、そちらに逡減補正ということで、常陸太田市については25キロ

メートル分の10キロメートル、常陸大宮市につきましては25キロメートル分の19キロメートルということで合算しまして、0.58という数字で利用客の推計を常陸太田市、常陸大宮市から来るであろうというお客様に対しては0.58の逓減補正率を掛けております。

そういったことで、競合するということは、必ず起きると思うんですけども、まず利用客の推計に当たりまして、そちら方面、常陸太田市、常陸大宮市の方面から来るお客様に対しては、逓減補正率を掛けて利用客数を減らして、今回、事業収支のほうの検討はさせていただいております。

以上でございます。

笹島議員 先ほどの交通量の調査でも、将来的に現況と変わらないということで、そういう話でしたね。そうすると、将来多く見込めないんじゃないですか、先ほど交通量で判断しているということで。各道の駅の、大体テナント貸しが多いですよ。直売所があって、レストランがあって、コンビニがあって、大体どこでも一緒ですよ。その売上げというのは常陸太田市でも常陸大宮市でも一緒だし。この前、笠間市に行きました。それで笠間市に行きましたら、今の時代で建築費が30億円、国土交通省の補助が5.5億円ですよ。ですから、もうほとんど自前でやらなくちゃいけないんですよ。そうすると、何があれかという、今言っていた将来交通量も増えない、将来、お客さんが増えていくかどうか分からないですけども、増えるということを予想していきながら、1年、2年じゃないですよ、10年、20年、30年と、箱物を造っちゃえば維持していかなきゃいけない、経営していかなきゃいけないというんで。それで、常陸大宮市に行ったんですよ。それで説明聞いたときに、先ほど言った指定管理者であれば78万人入るとか、常陸大宮市は指定管理者をやったために1,000万円から2,000万円の赤字を出しているんですよ。ご存じですか、それは。

インターチェンジ周辺開発推進室長 先ほど課長のほうからもご説明がございましたけれども、常陸太田市、常陸大宮市の運営の方法というものは、承知しておりますとおり、第3セクターのほうで実施しております。

県西、県南のほうも、やはり第3セクターや民間を取り入れて運営しているところがございすけれども、根本的に違うところがございまして、まずJAが直売所を実施しているのか、していないのかというところで大きな差が出ております。そちらにつきましては、常陸太田市、常陸大宮市につきましてはJAが直売所を仕切って、テナント料しか入らない。そうすると、400万円、500万円のテナント料しか入らない。しかし、県南、県西のほうにつきましては、実際には直営という形で、2億5,000万円前後の直売所の売上げがございす。そちらに対して15%、16%という売上げがございすすと、実際に3,800万円前後の収入があると。そういったことで、実際には常陸太田市も常陸大宮市も、運営の方法によっては黒字に転じると、指定管理料がなくても黒字に転じる。県南、県西の道の駅につきましては、常陸太田市も常陸大宮市も運営会社のほうから市に施設利

用料を払わないという代わりに、指定管理料を払っていないという市町村がほぼ県南、県西の運営の仕方になっております。

今後、基本構想、基本計画に移っていった場合には、そういった運営の手法というものも中心に考えていかなければならないと考えております。

以上でございます。

笹島議員　でも、ここの常陸太田市、常陸大宮市、笠間市、大体JA常陸ですよね。あの人たちが仕切っていて、仕切らなければできないんですよ。要するに供給が間に合わないから、青柳市場から仕入れなきゃいけないでしょう。それは同じものをやっているわけですから、那珂市だけじゃなく常陸太田市とか常陸大宮市とか、大子町とか水戸市とかいろんなところから供給しなきゃいけないという、JA常陸がね、そういうことで、ですから手数料で、あとはほとんどはテナント貸しですよ、全部。大家業をやっているんですよ。笠間市は別なんですよ、もう3億円、4億円というのは、基本的に売上げがあったところに新しく道の駅を造ったわけですから。ですけども、ゼロからというのは非常に大変で苦しいと思うんですね。まして競合店が2つ近くにあるという、売るものは同じだって。どう考えたって厳しいと思うんですけども、どうなんですか。そういう収支面というのは考えないと、将来に負の遺産を、やはり置いていっちゃうようになっちゃうんですね。やるのは簡単ですけども、先行きどうなんだということで、一番慎重にやらないと、やるとなると金額が大きいもんですから、どういう考えですか、それは。

インターチェンジ周辺開発推進室長　そちらにつきましては、今回も農業者団体ということで実際にヒアリングをさせていただいております。県内の道の駅を歩かせていただいたときにも、五霞町の道の駅につきましては、やはり最初から生産組合を立ち上げてやるにはなかなか難しかったというお話を聞いております。しかし、それでも、今回の道の駅の基本構想、基本計画をやっていながら、建設して道の駅がオープンするまでには数年、やはり時間がかかるかと思えます。農業者の担い手という問題もございますけれども、そちらにつきましては、農政課のほうと協力しながら検討してまいります。運営の手法がまだ決まっていないので、はっきりしたことは言えませんが、もし直営で運営するようなことがあれば、まだ時間はありますし、そういった生産組合を立ち上げるということも基本構想、基本計画の中で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長　ほかにありますか。

花島議員　幾つかお伺いしたいと思えます。

まず、タイトルで複合型交流拠点施設というのが頭についているんですが、説明を聞いた範囲では交流拠点施設というところの意味がよく分からないんですが、その辺はどういうことなんでしょうか。

インターチェンジ周辺開発推進室長 交流につきましては、ご説明はしておりませんが、先進事例のほうに載っておりますように、移住定住の窓口を設置しているような道の駅もございます。そういった意味合いも含めまして、あとは市民の方が交流できる場としまして、道の駅を活用していきたいということも含めまして、複合型交流拠点施設というふうになっております。

以上でございます。

花島議員 その話でいえば、計画の中にどういうふうに、その交流なのか全然見えない。今の話ではちょっとよく分からないです。

次のことを聞きます。

那珂市内で一方でいろんな施設の立地ガイドラインでしたっけ、今検討されていますよね。あれとの整合性はどうなんですか。要するにこれは、あのガイドラインから見たら全然外れる場所に造られると思うんですけども。

インターチェンジ周辺開発推進室長 一応、那珂インターチェンジ周辺の開発ということで、総合計画には載っているんですけども、現在、都市計画課でやっている立地適正化計画のほうですかね。立地適正化計画のほうにつきましては、あちらは主として市街化区域に関してコンパクトにまとめていきたいと思いますという趣旨なので、今回、一番上に総合計画がございまして、その中には那珂インターチェンジ周辺の開発を検討していきますというふうに記載しております、また、立地適正化計画は市街化区域の件で検討していることなので、そこは一緒ではないのかなとは考えております。

花島議員 一緒ではないというのはおかしいですよ。あれは全体のことを見て言っているんで、それで、市街化区域に集中させようという計画だと私は見ているんで、市街化計画のことだけ言っているわけじゃないでしょう。現実にはいろんな市街化区域以外のどこそこにもどのくらいの店があつてみたいなデータも出ていまして、その中でできるだけ市街化区域に誘導しましょうという話だと私は認識しているんです。

その中で、今回の件がそれから外れたことをやるんだったら、それなりの理屈を考えなきゃいけないと思います。

次のもう一つの質問です。

プラスの面ばかりおっしゃいましたが、市内の買物客が道の駅にある程度取られるというのは、行くのも期待しているわけですよ。ということは、市内の既存の商店なんかは売上げが減るといったマイナス効果もあり得るわけですね、その辺はどういうふうにお考えなんでしょうか。

商工観光課長 市内の既存の店舗ということだと思いますが、こちらにつきましては、今主にお話をさせていただいた農業者関係ではございますけれども、商工会とかそちらともお話をさせていただいております。その中で併せた出品であるとか、そういったことの誘導とかは考えているところでございます。

以上です。

花島議員 納得できる答えになっていないので、これで打ち切りますが、それだけ一言言っておきます。

議長 ほかにありますか。

勝村議員 22ページに出ている整備の今後の方針で、現況の交通量から計算して49万人から77万人で推計して、事業収支で損益分岐点となる利用客数は約73万人と推定されるということですが、まず、何で突然この分岐点が73万人になっているにもかかわらず、整備で設置する場所や、運営方法によっては採算性があるという結果というのは、どこをもって、この場所とか、運営の方法はこれから考えるということですがけれども、73万人というのは、どこから出てきているのかなと。

インターチェンジ周辺開発推進室長 報告書の81ページになりますけれども、そちらの事業収支検討という表がございます。

そちらにケース1、ケース2、ケース1ダッシュ、ケース2ダッシュというものがございます。課長のほうからも説明がございましたけれども、道の駅の年間利用者数49万人、これは交差点ではないところから進入、1か所しか進入できない場合、ケース2につきましては、交差点に設置した場合には2か所から入れますということで、交通量が増えるので、利用客数が増えますということで77万人、ケース1ダッシュ、ケース2ダッシュとございます。こちらにつきましては、県内の複合型交流拠点施設「道の駅」と言われるものは、県内では10か所ございます。実際には15か所の道の駅が登録されておりますけれども、単に直売所しかない道の駅というものが5か所あります。複合型交流拠点施設「道の駅」につきましては10か所ございまして、そちらを調査した結果、指定管理料を支払っているのは4つの道の駅でございました。実際には、先ほどもご説明しましたけれども、指定管理料を払わない代わりに施設の利用料をもらわないといったような運営の方法を取っている道の駅がほとんどでございました。そういったことで、まず指定管理料を支払った場合と支払わない場合ということで、ケース1、ケース1ダッシュといったような考察をしております。

それを考えた場合に、損益分岐点ですがけれども、そちらの右側に移っていただきますと、太い黒枠で囲ってあるところに損益分岐点、損益分岐点ダッシュとあります。こちらも指定管理料を支払った場合と支払わない場合になっております。

そちらの収入の合計、支出の合計というものがゼロになりますよというところが損益分岐点として72万7,000人、指定管理料を払った場合には68万2,000人というふうになっております。

ただし、先ほどもご説明をしましたけれども、運営の方法によっては、実際にピンクのところの支出の合計というものが81ページのほうにございます。その他経費のところの(エ)施設利用料賃料というものが載っております。こちらにつきましては、運営会社

のほうから市町村に施設の利用率として支払われると考えられる金額を載せております。こちらの金額については、先ほどもご説明しておりますとおり、市町村には払っていないというところがほとんどでございます。なので、今後の運営の方法を考えた場合に、こちらの金額がなくなれば、49万人であってもプラスに転じるといったことで、今回、全員協議会資料の22ページのほうに記載しておりますとおり、設置する場所や運営方法によっては採算性があるものと考えられますということで載せております。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

小泉議員 幾つかお尋ねいたします。

まず、このアンケートなんですが、3ページ。これ回答数が入っていないんですけども、回答数はどのくらいあったんでしょうか。

インターチェンジ周辺開発推進室長 2,000件アンケートを出しまして、931件が回答数になっております。

以上でございます。

小泉議員 続けて、今いろいろと交通量のお話を聞かせていただいたんですが、これ双方向で見ますと、56ページ、57ページですかね。平日と休日で交通量の集計ということで入っておりますけれども、これ、今想定しているのは高速道路から下りてきて右側のバードラインに入る手前の角ということかと思いますが、これ考え方としては、まだ決まっていないということですが、当初の一番最初、出てきたときには、この反対側だったと思うんですが、これなぜ手前で取っていらっしゃるんでしょうか。

インターチェンジ周辺開発推進室長 こちらについては何の意図もございません。実際に交差点の総数で考えた場合に、飯田大洞の交差点が1万4,000台、飯田押敷の交差点が1万6,000台、市道五差路の交差点が1万4,000台と、大差がなかったものですから、こちらについては中間地点の飯田押敷の交差点で今回、推定のほうをさせていただいているということで、特段別な、そういった意図はございません。

小泉議員 それであれば、これ多分、高速道路から下りてきてバードラインに入る右側のところですが、数字は変わらないと言いましたけれども、これ多分曲がって、その先へ行った右側、当初候補地となっていた、今この右側に道の駅想定とありますけれども、左側に行った場合、多分、6と7が消えて9と10が入ってくるんです。これで計算したら、68台とか67台ぐらいしか多分、想定いかないんですよ。そうすると、後ろで言っていた損益計算も大きく変わってくると思うんですね。これ台数物すごい違うんですよ、6、7で取るか、9、10で取るか。この辺はどうなんですかね。決まっていないとは言ってもある程度頭になるところがあるんだから、そちらできちんと計算するべきじゃないですか。

インターチェンジ周辺開発推進室長 それはおっしゃるとおりです。台数が違いますので、国

道118号のほうから来る、那珂インター線、そちらの台数は少ないと、実際に結果は出ております。

ただ、今回0.58という補正をかけさせていただいておりますので、そちらから来る方面の方は補正がかかって来ないのかなど。実際に、今ここで計算をしているわけではないので、実際に幾らになりますとははっきり言えませんが、そういったことも考慮していきながら、検討のほうはしたいと思います。

小泉議員 立ち寄り率も小型の乗用車で0.175ということは、相当、17%ぐらいは、100台通れば17台は寄るという計算かなと思うんです。これも、きちっとした統計の数字なんだと思いますが、肌感覚でいうとすごく高い数字だになっていうふうに思う、そんなに本当に寄りますかというのが正直思ってしまうところなんです。

それは譲るとして、今、J Aの話が出ていましたけれども、これJ Aとお話しされていないんだと思うんですが、直営でやるのはいいと思うんです。ただ、問題は、後台直売所というJ Aのすぐ近くの直売所があるわけですね。そのときにまさしくJ Aを入れないということは、J Aはそちらで続けていただいて、こちらはこちらでやりますよっていう状態になってしまうと思うんですが、その辺りはどう考えていらっしゃるか。それと、J Aと少し打合せというようなものはしていないんですかね。

インターチェンジ周辺開発推進室長 実際に今回、エリアマネージャーの方とはお話をさせていただいております、この場でお話をしているのかどうかというのはあるんですけども、実際に後台の直売所というものの売上げがうまく伸びていないと。実際に後台の直売所の規模であれば、J Aの考えでいくと、1平米当たり100万円の売上げが欲しいと。そうすると、あの直売所の店舗の広さですと、2億円の売上げがほしいところがやはり1億5,000万円程度で推移していますと。そういったこともありまして、今後、協議のほうは、もちろん基本構想、基本計画の中で運営の方法というものを決めていきますので、じっくりJ Aのほうとはお話をしていきたいとは思っております。

以上でございます。

小泉議員 そうすると、言っていることが矛盾してきちゃうと思うんです。直営でやればもうかりますよ、だけれども、現実問題として、そこの近くに後台のJ Aがあって、そこでの協議でJ Aがあそこに入ってくるよということになった場合は、当然J Aが取る分が多くなってくるということで、これだけの収支は見込めなくなってくると思うんです。そこをずっとおっしゃっていますよね、常陸太田市、常陸大宮市はそういう方式なんで、もうからない。だから、そういう方向を見直せばもうかるようになりますよということですけども、果たして那珂市の今の立地状況を考えたときに、その方式が取れるのかなど。やはりJ Aには一定の配慮も必要だし、まさしくこっちに造ってしまったら、J Aを潰すこと、要するに1億5,000万円どころじゃなく減額になっていくんだろうなと思うんです。果たしてそれがいいことなのかなというふうに思うんですけれども、その辺

りはどう考えていらっしゃるんですかね。

インターチェンジ周辺開発推進室長 その点につきましては、来年度の基本構想、基本計画の中での検討だとは考えております。

以上でございます。

小泉議員 基本構想ということなんですが、これもちょっと不満なんですけど、今日この協議が出てきて、もう既に補正予算計上しているんですよね、今議会で。まさしく、僕は基本構想とかそういうことの前にある程度、そういうJAの意向とかそういうのも、この農業者にせっきかくここで聞いたんであれば、JAとか、前も言いましたけれども、商工会とか、一定のやはりそういう地元の商業をやっている方とか農業をやっている方への配慮というのは、この段階であってもいいんじゃないかなと思うんですが、どうなんでしょうかね、その辺は。

というのは、さっきも言ったように、そこが違ったら、ここで言っている収益を上げられますよという前提がそもそも崩れてしまうと思うんです。ということは、これから見直さなきゃいけないということになると思うんですけれども、そこはどうなんでしょうか。

商工観光課長 先ほども触れさせていただきましたが、商工会のほうからは、直接的な公の話ではないんですけれども、話はさせていただいております。商工会のほうも、基本構想、基本計画がこれからということで、このような方向でとかそういったものは全然ありませんが、商工会からはこういうふうにしてほしいなとか、そういった要望としては内々には聞いているような状況です。

あと、先ほどのJAのほうも、またそのエリアマネージャーとの話ですが、もしできたらということ、そういう話はさせていただいているところです。

そういった話をさせていただいた中で、今度、基本構想、基本計画の中で、どういった関わり合いができていくのか、そういったものを詰めていきたいとは考えているところです。

以上です。

小泉議員 僕はこのを出していただいて、しっかり我々議会として何人か発言したので、そういった意見もしっかりと捉えていただいて、もう一回、考える時間をつくっていただいてから、こういった基本構想とかの予算計上をしていただければいいんじゃないかなというふうに僕は思いますけれども、またあと、議会としても常陸大宮市、常陸太田市へ行っていますけれども、常陸大宮市、常陸太田市の交通量、72ページに出ていますから、これから見ても圧倒的に那珂市の交通量は少ない。国道118号と国道349号沿いに比べれば、やはり少ないですよ。72ページに出ている交通量ありますよね、常陸大宮市、常陸太田市って。12時間で合計で1万8,000台と1万9,000台ありますよね。それから比べれば少ないのかなというふうに思います。その中で、売上げとか損益については結構強

気の試算かなと私は思います。常陸太田市も常陸大宮市も、内々には、視察で行った際には、一定の指定管理料というか、お金を払っているということでしたので、そうならなきゃいいなというのがすごく強く思うんです。造りましたけれども、結局、那珂市が赤字補填をしながら維持していくというようなことだけは私はしてほしくないなと思うので、今この資料を見る限りでは、その可能性があるのかなと。この積算どうなんだろうなって思いますので。なかなか厳しいんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

商工観光課長 今、議員ご指摘の部分というのは、当然何をやるにしても危惧するところかとは思っております。ですので、そういったところも皆様のいろいろご意見を伺いながら、どういったものがあるのか、また、ちゃんと収支取れるのかとか、それと農業者、商業者、そういったものの調整とかもしながら、また検討のほうを進めていければと、基本構想、基本計画のほうですけれども、そちらのほうでよく練っていければなというふうには考えております。

以上です。

小泉議員 これもう一つ、もしある程度収支が見込めるようになるというのは、やはりこの那珂市の環境が変わっていくことで、まさしく冒頭、最初に議会に出てきたときには植物園という話があったと思うんです。その後、植物園の話がないとしても、単独でもこれはやりますということでしたけれども、現状、植物園の話というのはどのようになっているのか。もし今つかんでいる情報があったら教えてもらいたいと思います。

インターチェンジ周辺開発推進室長 県の動向でございますけれども、県議会の令和3年第3回定例会におきまして、県植物園と県民の森リニューアルに伴う県北観光周遊の推進についてという一般質問がございました。その一般質問の中で、県植物園リニューアルに向けた質問内容としまして、県の答弁としましては、県植物園と県民の森リニューアルについては、常識にとらわれない独創性ある体験型観光施設にリニューアルすることにより、本県フラッグシップとなる観光施設として、さらなる利用拡大が期待できる施設となるよう、現在全国でパークPFIを手がける大手デベロッパーをはじめ20社を超える民間事業者からの様々なアイデアを提供いただき、現在、事業内容や整備運営手法などについて実現に向けたヒアリングを行っているところでございますという答弁をされております。

そのことから、県植物園のリニューアルに向けては着々と推進していただいているものと考えております。

以上でございます。

小泉議員 現状では、笹島議員も言いましたけれども、やはり常陸太田市、常陸大宮市との取り合いになってしまうのが現状なのかなと思うんです。マーケットの市場として多分何も変化が起きなければ、今現状のマーケットのまま近い3か所で食い合うということに

なってしまうのかなと思うんです。今回、これ私の意見としては、私が今、意見を言ったこととか、ほかの議員の方の意見を酌んで、やはりもう少し考えていただいてから基本構想に取りかかっていたらいいなと思うし、今の答弁だと、茨城県がもしやるのであれば、何も慌てずに、その動向をしっかりと見極めた上で、市場が変わるんだと、だから、これだけ人が来るんだから、ここにこれだけの需要が生まれて、これをやりますというようなことのほうがいいんじゃないかというふうに思うんですが、その辺り、最後をお願いいたします。

商工観光課長 いろいろなご意見、本当ありがたいとは思っております。

今、県の動向もはっきりやると、今から、いつからやるという答えでは確かにございません。ただし、進めていくという意見もいただいております。そうしますと、これからも県との動きを把握しながらにはなるかと思いますが、ある程度同時期とかにやっていたら、やはり後からぽんと造ろうと思ったら、なかなかまた遅くなってくるところもあるかなとは思っていますので、そういったところは県のほうの情報もよく仕入れながら、調整しながらやってまいりたいと考えております。

以上です。

議長 ほかに。

古川議員 1つ確認をさせていただきたいんですが、現況交通量が49万人から77万人と推計とありますが、この49万人からというその「から」がよく分からないんですけれども、この49万人と77万人の違いは、二方向に、いわゆる2つの道路に出られるようにすれば77万人、1つだと49万人ということですね。そうすると、「から」という言葉は要らないですね。

インターチェンジ周辺開発推進室長 今のご質問ですけれども、那珂インターチェンジから北側に向かって、那珂総合公園とかに行く道があるかと思うんですけれども、その先に来るとまた交通量って減ってくるんです。ということで、今回考えているところが北側、南側、市道五差路から国道118号までの間ですので、その設置する場所によっては変わってきますよという考えでございます。

古川議員 分かりました。いずれにしても、二方向に出入口をつければ最大で77万人見込めますよということですね。

皆さんおっしゃっているとおり、最大で77万人で、損益分岐点が73万人って本当に大丈夫なのっていうのは、これ多分、誰も思うことだと思うんですよね。それが1つ気になるということと、もう一つ確認したいのが、そもそもこの那珂インターチェンジ周辺の開発というのは前からお話がありますけれども、執行部の考える那珂インターチェンジ周辺というのはどこを考えているんですか。あの交差点ありきなんですか。つまりそこから例えば国道118号、いわゆる飯田大洞の交差点というんですか、あの辺までも周辺なんでしょう。だから、以前から、ある議員からもね、今、植物園の話が出ましたけれ

ども、植物園の中に入ったっていいんじゃないかという意見もありましたよね。そういったところは、植物園が今、着々と進んでいるとおっしゃいましたけれども、聞くと進んでいないみたいですよ、ほとんど。実際にそういう委託というか調査はしているかもしれませんが、新型コロナウイルス感染症の関係であったり何だったりあって、ほとんどその調査は進んでいないというふうに聞いています。

そうすると、植物園の線はどうなのかなというふうな気がいたしますけれども、ただ、その周辺というのは、あの交差点ありきではなくて、もっと国道118号のほうが交通量とか多いのであれば、あちらでも私はいいと思っているし。その周辺というのはどこを考えているんですか、そもそも。

インターチェンジ周辺開発推進室長 昨年度のまちづくりの方針の検討をさせていただいたときに、周辺というものの定義をはっきりとは決めてございません。通常、周辺と考えますと、やはり那珂インターチェンジから1キロ範囲が周辺なのかなと思っておりますけれども、そういったことも含めまして、基本構想、基本計画の中ではっきり明確にしていきたいとは考えております。

古川議員 分かりました。その辺も含めて、あそこの交差点ありきじゃなくてね。

以前、候補地1、2、3みたいなものがあって、その交差点を中心に1、2、3でしたけれども、もうちょっと広げて1キロなら1キロぐらい考えていただいて、その運営方法も含めて、よく検討していただいた計画をつくっていただかないと、何か最初からもうそこに道の駅を造るという前提で話が進んでいるような気もしているんでね。そこら辺を我々も含めて市民に納得いただけるように、それだけのお金をかけて造るんだということは、市民も納得させなければいけませんから、よく考えて計画を立てていただきたいというふうにお願いしておきます。

議長 ほかにありますか。

石川議員 先ほどから出ております損益分岐点の件なんですけど、今内容を見ると、非常にストレートに計上されているように私は思うんですよね。損益分岐点って、そんなに単純なものではないと思うんですね。もっともっと複雑に入り組んでいる、だから、次回もう少し本当に具体的に説明をしていただきたい。こんなストレートに答えは出ませんよ、損益分岐点。

もう一つは、人件費の件なんですけど、これはどこを参考にされて計上されていますか。

インターチェンジ周辺開発推進室長 こちら近隣道の駅の決算書を頂けるところと頂けないところが実際ございました。実績というところで考えております。しかし、今回、常陸太田市のほうでも駅長の募集をされているときには、月給35万円というような形で新聞にも載っております、それよりは高い見積りにはなっておりますけれども、そういった実績のほうから調べさせていただいております。

以上でございます。

石川議員 これ単純に計算すると62万円ぐらいになりますよね、なりませんか。750万円を月当たりになると幾らですか。これが近隣の道の駅を参考にしたお給料ですか。

インターチェンジ周辺開発推進室長 近隣というか、実際にそういった情報提供をいただいた、県外のものもございませうけれども、ほとんどがやはり決算書というものが頂けない状況でございますので、頂けるところで計算はしております。

実際に、賞与も含んでおりますので、月給にすると50万円程度になってしまって、高額という感じもします。先ほどもお話ししたように、常陸太田市の道の駅の駅長なんかは35万円で募集しているところがございますので、そちらにつきましても、やはり今後の検討なのかは思っております。

以上でございます。

石川議員 パートの950円というのも、やはりこれ県外の数字を参考にしているんですか。

インターチェンジ周辺開発推進室長 こちらは県内の最低賃金になっております。

石川議員 最低賃金 950 円ですか。大きな間違いですよ、それは。

だから、こういうことも含めて次回にきちんと出してください。これはJAも含めた中で、あるわけですから、地域に。それを参考にしなかったら、パートの時給はどんどん上がっちゃうでしょう。ぜひそれをお願いしますよ。

それともう一つ、内容が、直売所、物販、それからレストランということを中心に3つの柱にしていると思うんですが、前から言われているように、県北の玄関口にしたいんだということで、市長も自ら言っておられる。その特色が何もないですね、これでは。

次回で結構です。何をメインにするのか、県北の玄関口として。今答えられるのであれば、今でもいいですよ。

インターチェンジ周辺開発推進室長 今回あくまでも市場環境調査でございまして、コンセプトとかそういったものというのは基本構想の中で考えていくものとなっております。ですので、必要最低限の機能ということで、市民アンケートから直売所、物販、レストランというものの意見が多かったために、今回そういった機能を入れ込んで、それをなぜ出しているかといいますと、やはり維持管理費を計算しなければなりませんので、必要最低限の機能を設けております。

ですので、今後どういったさらに機能を設けていくかというのは、今後の計画の中で検討していく課題と考えております。

以上でございます。

石川議員 分かりました。

最後に、先ほど小泉議員のほうから出ました、ほかの議員からも出ましたけれども、直売所を直営でやるというメリット、一言でいいです。それをテナント、家賃収入にするのか、直売所で直営でやって、人件費いっぱい使ってやるのか、どんなふうにメリットがあって、どんなふうにデメリットがあるんですか。

インターチェンジ周辺開発推進室長 メリットと考えておりますのは、やはり近隣、今回、笠間市もそうですけれども、J Aが入っていて、どこの道の駅も同じ品ぞろえになってくるといったところもございますので、そういったところも、後発的な考えとしましては、品ぞろえを変えたりできるのかなとは考えております。

以上でございます。

議長 これは商工観光課で、データとかそれを基準にして皆さんに説明をしている、これよく分かります。それに対して、各議員は自分の考え方でこうだろうというようなことで質問をしているわけですね。もうちょっと具体的な、それを示して、それからまた協議するような運びでいかがですか。

花島議員 それに関連しているんですが、これは基本的な調査だという話、分かりました。ただ、この立ち寄り率にしても何にしても、あそこにあれがあるから行ってみようとか、そういうのがあるかないかでえらく違うわけですよ。そういう意味では、石川議員とかも言っていたんですけれども、何ていうんですかね、ほかの道の駅とは違ったこういうものを造りたいというのをどなたかお持ちなんですか。例えば先崎市長とか、担当課とか、どなたでもいいですから、あったらお聞かせいただきたい。

議長 市長。

市長 ありがとうございます。本当に議員の皆様がこういう状況の中で大きなお金をかけて挑戦をするということに対してご心配も、あるいはご意見もいただいていると思っております。担当課で調べたのは、本当に今、花島議員おっしゃったように基礎調査、アンケートから始まって、市民の方々がどういう意向を持っているか、その意向を踏まえてどういったものを造っていくかということになりますけれども、具体的に、先ほど申し上げたように、こういうものを造って新しさを出してとか、こういうものを造ってたくさんもの、お客さんと呼んでという、まだ具体的な基本構想、基本計画には入っていないですね。ですから、特色を出すのはこれからの段階になります。

ただ、おっしゃるように後発であるがゆえに、私はここの道の駅には県北の玄関口になるようなものを造っていきたいし、常陸太田市とも常陸大宮市とも、ある意味、共存できるような仕組みも考えてやっていく。例えば簡単なアイデアですけれども、誰でも考えますけれども、スタンプラリー、常陸太田市の道の駅も常陸大宮市も寄って、那珂市に来れば何かのものが出るよとか、とにかく共存共栄していかないと、常陸太田市を落としましょう、常陸大宮市を落としましょうでは駄目だと思っています。ですから、そういった意味で県北の玄関になるような施設を造りたいし、生産者組織も非常に頑張っています。若い方々も就農者も増えてきましたし、そういった方々のやる気もどんどん伸ばしていくために、やはりある意味では差別化できるものも造っていきたいし、あるいは一般の方々が当然、道の駅に行けばこういったものがあるよなという、一般的なものもそろえなくちゃいけないかもしれませんが、いろんなニーズを捉えて造って

いきたい、進んでいきたい、そういう思いがございました。

現段階ですから、多分、議員の皆さんは本当に心配される、その思いでいろんなことについてお問合せいただいていると思うんですけども、その辺のことにつきましては、今後の、もう少し具体的に、こういうものを造ってこういうふうにしていくんだということが出てきた段階でさらに意見をいただければ、そのように思っております。ご理解をよろしく願いいたします。

議長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

議長 それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開を2時35分といたします。

休憩（午後2時23分）

再開（午後2時35分）

議長 それでは、再開をいたします。

続きまして、常任委員会の委員長報告を行います。

産業建設常任委員会、大和田委員長から報告を願います。

大和田議員 それでは、11月4日の産業建設常任委員会にて協議した案件についてご報告をいたします。

現在、複合型交流拠点施設「道の駅」整備の実現に向けた市場調査について全員協議会で報告を受けております。

国道118号及び道の駅整備に合わせて、都市計画道路菅谷・飯田線の整備計画があることから、整備計画について、都市計画課から説明を受けました。

まず、事業の概要ですが、常磐自動車道那珂インターチェンジと国道118号を結ぶ都市計画道路菅谷飯田線を4車線化することにより、県北域の玄関口としての機能増進、重要物流の円滑化、周辺観光地へのアクセス強化に大きく寄与するものとして整備を図るものです。

また、茨城県では国道118号那珂大宮バイパスを那珂市消防本部西消防署付近まで整備中であり、都市計画道路菅谷・飯田線までの区間整備に向け、現地測量に入っているとのことです。県と市で同時に整備を進め、国道118号と那珂インターチェンジを4車線化で結び、早期に整備効果が図れるよう努めていくとのことです。

今後の那珂市のスケジュールですが、今年度に基準点測量、地形測量、令和4年度から予備設計、詳細設計、用地測量等を行い、令和6年度から用地買収、令和9年度から道路改良舗装工事を行う予定であるとのことです。

委員からは、都市計画道路菅谷・飯田線はひたちなか方面と県北地区を結ぶラインとして重要な位置づけもあるが、道の駅整備を行わない、あるいは大幅に縮小される場合でも道路整備は行うのかとの質問がありました。執行部からは、那珂インターチェンジと国道118号を4車線化で結び、県北地区への物流等のアクセスなど、重要な路線と認識し

ている。那珂インターチェンジ周辺の開発だけではなく、那珂市との重要なアクセス道路という位置づけもあるので、こちらの整備につきましては粛々と進めていくとの答弁でした。

また、道路舗装工事完了が令和11年度に予定されているが、スピード感を持った整備を望みたいとの意見が出されました。

以上、ご報告いたします。

議長 委員長報告が終わりました。

確認したいことございますか。

笹島議員 これ国道118号から那珂インターチェンジだけれども、逆じゃないの。駒潜から那珂インターチェンジじゃないの、これ間違いじゃない。どっちなの、これは。

大和田議員 国道118号から那珂インターチェンジです。

笹島議員 これは、必要性は何だって言っていた。

大和田議員 先ほども申し上げたとおり、物流等のアクセスなど、重要な路線と認識しているとのことです。

笹島議員 それは建て前だけで、那珂インターチェンジから駒潜が2車線化になったでしょう。そっちが重要というんでしょう。そっちの話はしなかったの。

大和田議員 もちろんその意見も出ました。やはり何度となく産業建設常任委員会では県への意向等も確認していますが、状況がまとまり次第、議会に報告させていただくとの副市長から答弁がございました。

笹島議員 これ事業主体は何、市がやるの、県でやるの。それで、その予算の配分はどのくらいって聞いていますか。

大和田議員 約20億円ということで、県の補助率が55%頂く予定とのことです。

笹島議員 半々で10億っていう、これ大丈夫なの、市の財政からいって。聞いた、その話は。大変な金額だよ、これ。

大和田議員 その意見は出ませんでした、以上です。

勝村議員 今、笹島議員と被るんだけど、この那珂インターチェンジから駒潜までの予定というのはどんなふうになっていますかね。

大和田議員 この11月4日の委員会じゃなくて、その前の委員会でもあったんですけども、やはり県に要望をしている状況とのことです。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 なければ、先に進みます。

産業建設常任委員会の報告については以上で終了といたします。

今、話が出ました那珂インターチェンジからひたちなか市方面が1車線区間がやはり2キロメートルぐらいあるんですかね。これについては、私の聞いているところによると、

今、市道を格上げして県道に昇格をしたいというようなことで執行部のほうでは県にお願いをしているという段階ということは聞いております。これがいわゆる重要な路線なんですけれどもね。途中まで4車線であって、僅かインターまでの区間が1車線ということで、これをやはり早急に執行部でも県のほうに働きかけをしていただく。これが大事なことだろうと思いますね。

大和田議員 この間、知事にも会ったときにお話ししたんですけれども、まだトップのほうまでは話が来ていないということがあったので、議会としても何か要望いただけたらなんていうことは知事のほうからございましたので、そのときは皆様、ご賛同いただければと思いますので。

以上です。

議長 それでは、先にいきます。

続きまして、那珂市議会 I C T 導入について、I C T 導入検討会、木野議員より説明をお願いします。

木野議員 I C T 導入検討委員会を11月16日に開催いたしました。

初めに、タブレット端末の納品につきましては、12月中旬に納品されることとなりました。つきましては、今定例会最終日前日の12月16日に皆さんにお渡しする予定としております。

あわせて、操作研修会を12月20日の週に開催する予定でございます。これに伴い、今までファクスで送られていた資料は一部例外を除き、年内をもって終了とし、来年からはタブレットでの配信に完全移行することといたします。特に会議の開催通知等は未読のないよう、1日1回はタブレットをオンにし、お知らせの内容をご確認いただけますようお願いいたします。

また、議案書や全員協議会資料につきましても、今後タブレットに配信することになりますが、当面は従来の紙での配付と併用し、来年9月議会より完全ペーパーレス化を目指してまいります。

詳細につきましては、12月16日のタブレット配付のときに改めてご説明させていただきます。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

確認したいことはありますか。ないですか。

(なし)

議長 なければ、この件は終了といたします。

続きまして、その他になります。

事務局より事務連絡があります。

事務局から説明を求めます。

事務局長 大変長時間にわたりお疲れさまです。最後になります。

あしたの原子力防災訓練の説明をさせていただきます。

あした午前8時から正午ぐらいまで、原子力防災訓練が行われます。それに際しまして、当日は防災無線であるとか、携帯電話のエリアメールであるとか、そういう部分で那珂市内への情報発信がされますので、これについてはご了承願いたいと思います。

それから、議員の皆様に対しては、本部のほうから4回ファクスを送信する予定でございます。送信の時間は大体午前8時から午前10時の間なんですが、ファクスが1枚流すのに、大体皆さん全員にいくと、二、三十分かかるので、遅いところは10時半ぐらいに。あわせて、ラインワークスにも同じ内容をまたお送りしますので、その辺のご確認をお願いしたいと思います。

それから、5階の会議室で本部会議をやります。避難所の訓練として、旧本米崎小学校から中央公民館まで、バスで住民の移動訓練をいたします。もし訓練の状況を見たいという場合は、5階は本部会議で会議の風景だけなんですけれども、あとは中央公民館に午前9時半から午前10時ぐらいにはバスで来て、そこで避難所の設営とかそういうのをやります。それが終わりましたら、原子力災害の講習会とか、そういうものを作って終了という形になりますので、興味のある方は、中央公民館にいらっしゃったほうがいろいろなものを見学できると思いますので、よろしく願いたいと思います。

以上です。

議長 以上で全ての議事が終了いたしました。

これにて全員協議会を終了します。

閉会（午後2時47分）

令和4年2月22日

那珂市議会 議長 福田 耕四郎